

# 蘭越町水防計画

(平成19年7月修正)



蘭越町防災会議

# 蘭 越 町 水 防 計 画

## 目 次

<b>第1章 総 則</b>	1
第1節 目 的	1
第2節 水防の責務	1
<b>第2章 水防組織と機構</b>	2
第1節 水防組織と機構	2
第2節 隣接水防管理団体及び警察官の応援等	5
<b>第3章 水防危険区域及び水防施設等</b>	5
第1節 水防危険区域の指定	5
第2節 水防施設	5
第3節 水防用土砂採取場等	6
<b>第4章 通信連絡体制</b>	6
第1節 雨量水位観測	6
第2節 気象通信連絡	7
第3節 水防通信連絡	11
<b>第5章 水防活動</b>	12
第1節 水防管理団体等の非常配備	12
第2節 監視及び警戒	14
第3節 警戒区域	15
第4節 水防作業	15
第5節 避難	16
第6節 非常時の輸送	17
第7節 決壊通報	17
<b>第6章 公用負担等</b>	18
第1節 公用負担	18
第2節 公務災害補償	19
<b>第7章 水防報告</b>	19
<b>第8章 水防訓練</b>	20
<b>資 料 編</b>	
<b>資料 1</b> 重要水防危険区域	
1-① 蘭越町 尻別川洪水ハザードマップ(抜粋)	1
1-② 河川(尻別川本流域を除く)危険区域表	2
1-③ 河川(尻別川本流域を除く)危険区域図	3
<b>資料 2</b> 雨量水位観測所位置図(河口除く)	4
<b>資料 3</b> 水防用資器材備蓄表	5
<b>資料 4</b> 水防用土砂取り場及び側帯、緊急排水場(開建)位置図	6
<b>資料 5</b> 樋門(管)箇所及び管理(操作)	
5-① 樋門(管)位置図(直轄区間一小樽開発建設部)	7
5-② 樋門(管)管理(操作)員名簿(直轄区間一小樽開発建設部)	8
5-③ 樋門(管)位置図(道管理区間一小樽土木現業所)	9
5-④ 樋門(管)管理(操作)員名簿(道管理区間一小樽土木現業所)	10
<b>資料 6</b> 洪水災害時の避難施設・区域	
6-① 洪水災害時の避難施設・区域表	11
6-② 洪水災害時の避難施設・区域図	12
<b>資料 7</b> 水防工法	13

# 第1章 総 則

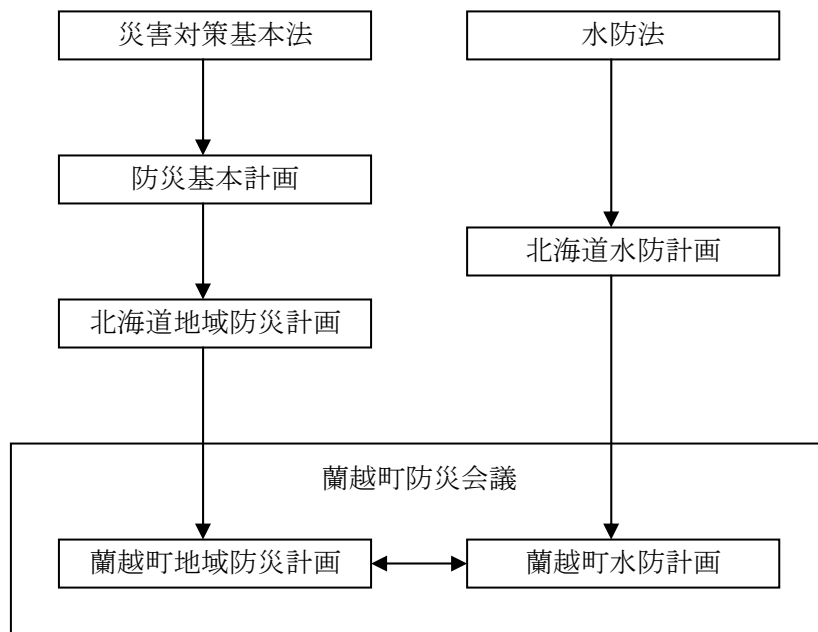
## 第1節 目 的

### 第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第25条の規定に基づき、水防管理団体である町が水防事務の調整及びその円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水・高潮・その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

### 第2 計画の位置づけ

本水防計画は、水防法に基づき定められ、上位水防計画並びに蘭越町地域防災計画と整合性を有するものである。同時に、蘭越町地域防災計画における災害対策のうち、「水防」に関する事項についての計画であり、河川の堤防の決壊等による洪水の他、近年の洪水災害の状況を考慮し、内水氾濫について適用する。



## 第2節 水防の責務

### 第1 水防の責務

法に定める水防管理者（蘭越町）、水防に関係ある機関及び一般町民等の責務は次のとおりである。

#### 1 水防管理者（蘭越町）

- (1) 町は、町内における水防を十分に果たす責任を有するものとする。
- (2) 町は、水防のため緊急の必要があるときは、隣接の水防管理者又は消防長に対

して応援を求めるものとする。

- (3) 町は、蘭越町防災会議にはかつて、北海道の水防計画に応じた水防計画を作成するものとする。
- (4) 蘭越町防災会議は、蘭越町地域防災計画において、流域面積が大きく、洪水により道民経済上重大な損害を与えるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した尻別川（洪水予報指定河川・水防警報指定河川）の浸水想定区域における洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- (5) 町長は、蘭越町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知させるように努めるものとする。

## 2 羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署・蘭越消防団

- (1) 羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署（以下「蘭越支署」という。）及び蘭越消防団は、蘭越町と密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。
- (2) 蘭越支署及び蘭越消防団は単独で前(1)に定める責任を果たすことが著しく困難又は不相当と認められる場合においては、羊蹄山ろく消防署内で共同で水防を行うものとする。

## 3 居住者等の義務

本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防のためやむをえない必要があるときに、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

# 第2章 水防組織と機構

## 第1節 水防組織と機構

### 第1 水防管理団体の組織と機構

町は、蘭越町災害対策本部条例の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課（まちづくり推進係）で行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

### 第2 水防協議会

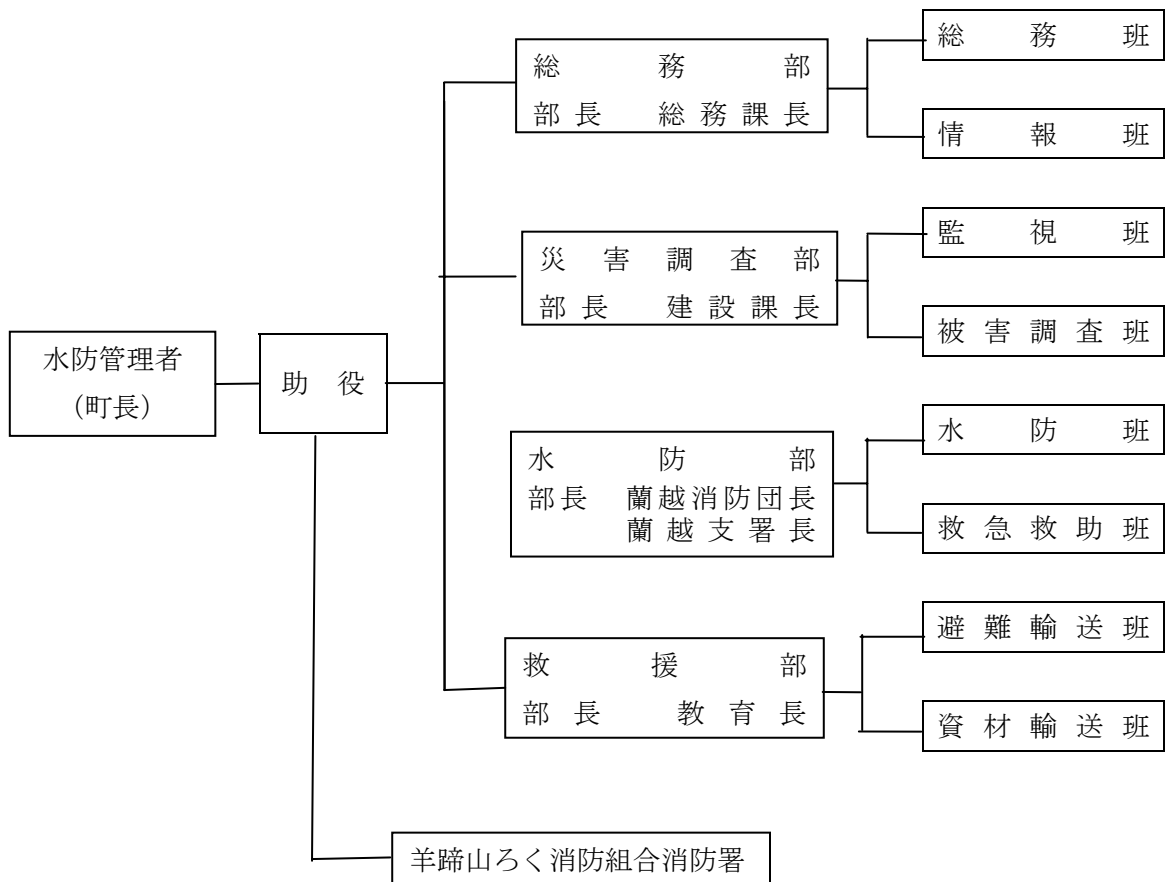
蘭越町水防計画その他水防に関する重要な事項の調査審議は、蘭越町防災会議が行う。

### 第3 水防組織

水防に関する組織は、蘭越町地域防災計画第2章第2節災害対策本部の活動実施要領に準じ、次のとおりとする。

ただし、機構図中、通信連絡部を総務部に、防疫対策部、応急対策部を災害調査部に、給食部・給水部・避難対策部を救援部に、救援部を水防部に読み替えるものとする。

(蘭越町水防組織機構図)



## 第 4 水防業務分担

水防業務の所掌事務分担は次のとおりとする。

### 1 総務部

#### (1) 総務班

- ・水防事務の総括に関すること
- ・各班との連絡調整に関すること
- ・水防に関する諸報告に関すること

#### (2) 情報班

- ・予警報等の受理及び伝達、住民周知に関すること
- ・雨量、水位等の通知の受理及び伝達に関すること

### 2 災害調査部

#### (1) 監視班

- ・重要水防区域の非常警戒、監視に関すること
- ・土地改良施設の警戒、監視、応急対策に関すること
- ・危険箇所、被災箇所の警戒、被災箇所の応急対策に関すること

- (2) 被害調査部
  - ・被害状況調査に関すること

### 3 水防部

- (1) 水防班
  - ・水防作業及び水防工法に関すること
  - ・水防用資器材に関すること
- (2) 救急・救助班
  - ・救急に関すること
  - ・救出に関すること

### 4 救援部

- (1) 避難輸送班
  - ・避難者の誘導、輸送、保護に関すること
- (2) 資材輸送班
  - ・水防資器材、救援物資の輸送、配分に関すること
  - ・水防班の支援に関すること

### 第5 消防機関の組織

消防機関の組織は、蘭越町地域防災計画第4章第3節消防計画のとおりとする。

### 第6 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、次のとおりとする。

#### 1 蘭越支署（重要警戒地区のみ）

水防地区名	担当河川名	担当	人員	指揮者
蘭越町全域	尻別川、昆布川 三重の川、逆川 小南部川、南部川、ホ ロシツナイ川、 蘭越第1川、パンケ 目国内川、ペンケ目国 内川、白井川、ツバメ の沢川、クスリの沢 川、オサンナイ川、志 根津川、フルチャツナ イ川、目名川、下賀老 川、ポン貝殻沢川、三 之助川、湯出の沢川、 木下川	蘭越支署職員	16人	蘭越支署長

## 2 蘭越消防団

水防地区名	担当河川名	担当	人員	指揮者
蘭越町全域	全河川	蘭越消防団本部	10人	蘭越消防団長
蘭越地区	逆川、小南部川、南部川、ホロシツナイ川、蘭越第1川、尻別川、三重の川、茅部川	蘭越分団	36人	蘭越分団長
昆布地区	尻別川、昆布川 丸山の沢川	昆布分団	26人	昆布分団長
目名地区	目名川、下賀老川、ポン貝殻沢川、三之助川、湯出の沢川、木下川	目名分団 (田下分遣隊)	23人	目名分団長
名駒地区	目名川、パンケ目国内川、ペンケ目国内川、白井川、ツバメの沢川、クスリの沢川、尻別川	名駒分団 (三和分遣隊)	24人	名駒分団長
港地区	オサンナイ川、志根津川、フルチャツナイ川、尻別川	港分団 (御成分遣隊)	29人	港分団長

## 第2節 隣接水防管理団体及び警察官の応援等

### 第1 隣接水防管理団体等の応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要のあるときは、隣接水防管理団体及び関係機関に対し、応援を要請するものとする。

蘭越町水防管理者	要 請 先	電 話
	ニセコ町水防管理者	44-2121
	黒松内町水防管理者	01367-2-3311
	羊蹄山ろく消防組合消防長	22-2822

### 第2 警察官の応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要のあるときは、警察官の出動を要請するものとする。

## 第 3 章 水防危険区域及び水防施設等

### 第 1 節 水防危険区域の指定

#### 第 1 尻別川の水防危険区域及び浸水想定区域

本町の区域内的の尻別川本流域における水防上の危険箇所、浸水想定区域は、「蘭越町 尻別川洪水ハザードマップ」（資料 1-①）のとおりである。

#### 第 2 水防危険区域

本町の区域内的の河川（尻別川本流域を除く）で水防上特に重要な警戒区域は、資料 1-②及び資料 1-③のとおりである。

### 第 2 節 水防施設

#### 第 1 雨量水位観測所

本町の区域内に設置されている雨量水位観測所は、次のとおりである。

##### 1 雨量観測所

観測所名	観測の方法	所在地	所轄	観測者	摘要
蘭越無人観測所 (アメダス)	無人ロボット	蘭越町 428-1	札幌管区气象台		
田下観測所	テレメーター	字田下 231	小樽開発建設部		
ニセコ観測所	テレメーター	字湯里 (五色温泉)	小樽開発建設部		
目名川観測所	テレメーター	字三笠	小樽土木現業所		

##### 2 水位観測所

所轄	観測所名	河川名	位置	通報水位		計画 高水位	通報先	観測者
				指定水位	警戒水位			
小樽 開発 建設 部	河口観測所	尻別川	港町	0.9m	1.4m	1.64m	小樽開 発建設 部蘭越 河川事 業所	テレメーター
	名駒観測所		字淀川	4.9m	5.9m	9.42m		テレメーター
	蘭越観測所		字豊国	10.9m	11.9m	13.61m		テレメーター
	昆布観測所		字黄金	39.70m	40.40m	41.79m		テレメーター
小樽 土木 現業 所	昆布川観測所	昆布川	昆布町	44.27m	44.98m	—	小樽土 木現業 所蘭越 出張所	テレメーター
	目名川観測所	目名川	字三笠	42.70m	43.75m	—		テレメーター

#### 第 2 水防用資器材の備蓄

本町における国、道機関も含めた水防用資器材の備蓄は、資料 3 のとおりである。  
なお、備蓄する資器材に不足が生じたときは、民間等から調達するものとする。

## 第3節 水防用土砂採取場等

### 第1 水防用土砂採取場等

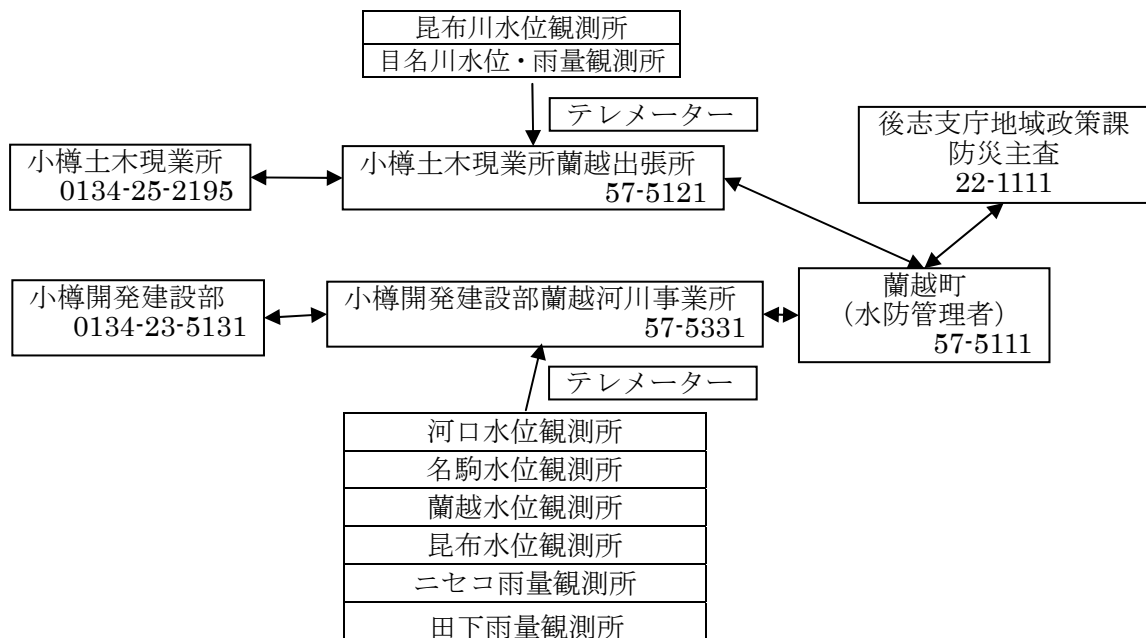
水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂等を事前に調査し、確保しておくものとする。なお、小樽開発建設部が設置している尻別川堤防側帯の土砂の利用について、協力を得るものとする。尻別川堤防側帯設置箇所は、資料4のとおりである。

## 第4章 通信連絡体制

### 第1節 雨量水位観測

#### 第1 雨量水位観測の通信体制

雨量水位観測の通新体制は、次のとおりとする。



### 第2節 気象通信連絡

#### 第1 水防活動用予警報等

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、気象官署及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報並びに北海道が発表する次の警報の取扱責任者を定め、予報及び警報の処理に遺憾のないようにしなければならない。

特に水防管理者は、水防活動用注意報及び警報の発表を知ったときは、ラジオ・テレビ等により積極的に気象の推移及び情報の把握に努めるものとする。

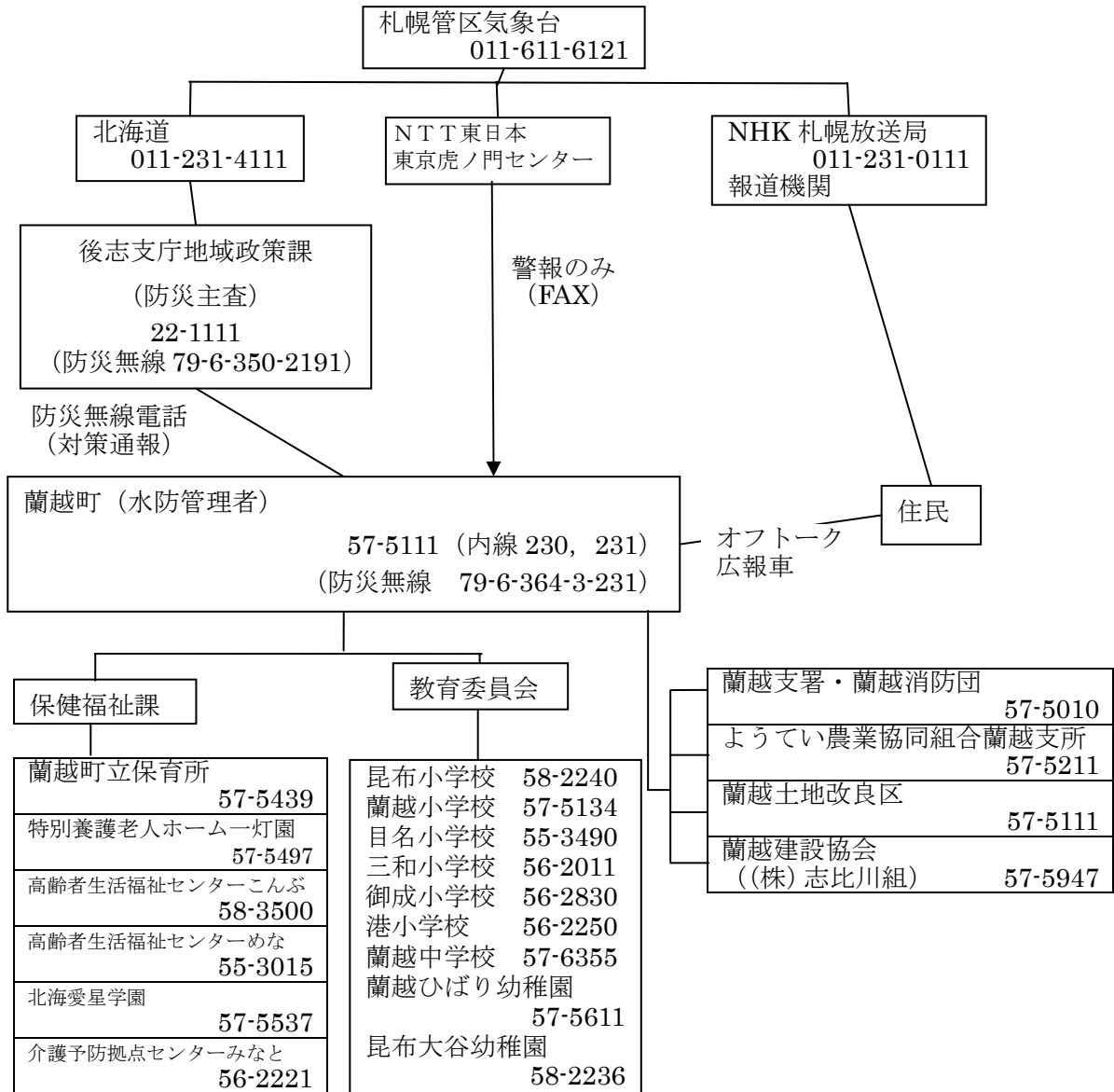
水防活動用予警報の種類

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予警報 ( 気象業務法 第 14 条の 2 第 1 項 法第 10 条第 1 項 )	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区 気象台	一般向け注意報 及び警報の発表 をもって代える
洪水予報 ( 法第 10 条第 2 項 法第 10 条第 2 項第 1 項 気象業務法 第 14 条の 2 第 2 項 第 14 条の 2 第 3 項 )	注意報・警報・情報	北海道開発局 札幌管区気象 台 共同	尻別川（直轄区 間）について、 水位又は流量を 示して行う予報
水防警報 (法第 10 条の 6)	待機・準備・出動 指示・解除	北海道開発局	尻別川（直轄区 間）地域の水防 管理団体である 蘭越町に水防活 動を行う必要が あることを警告 して発表

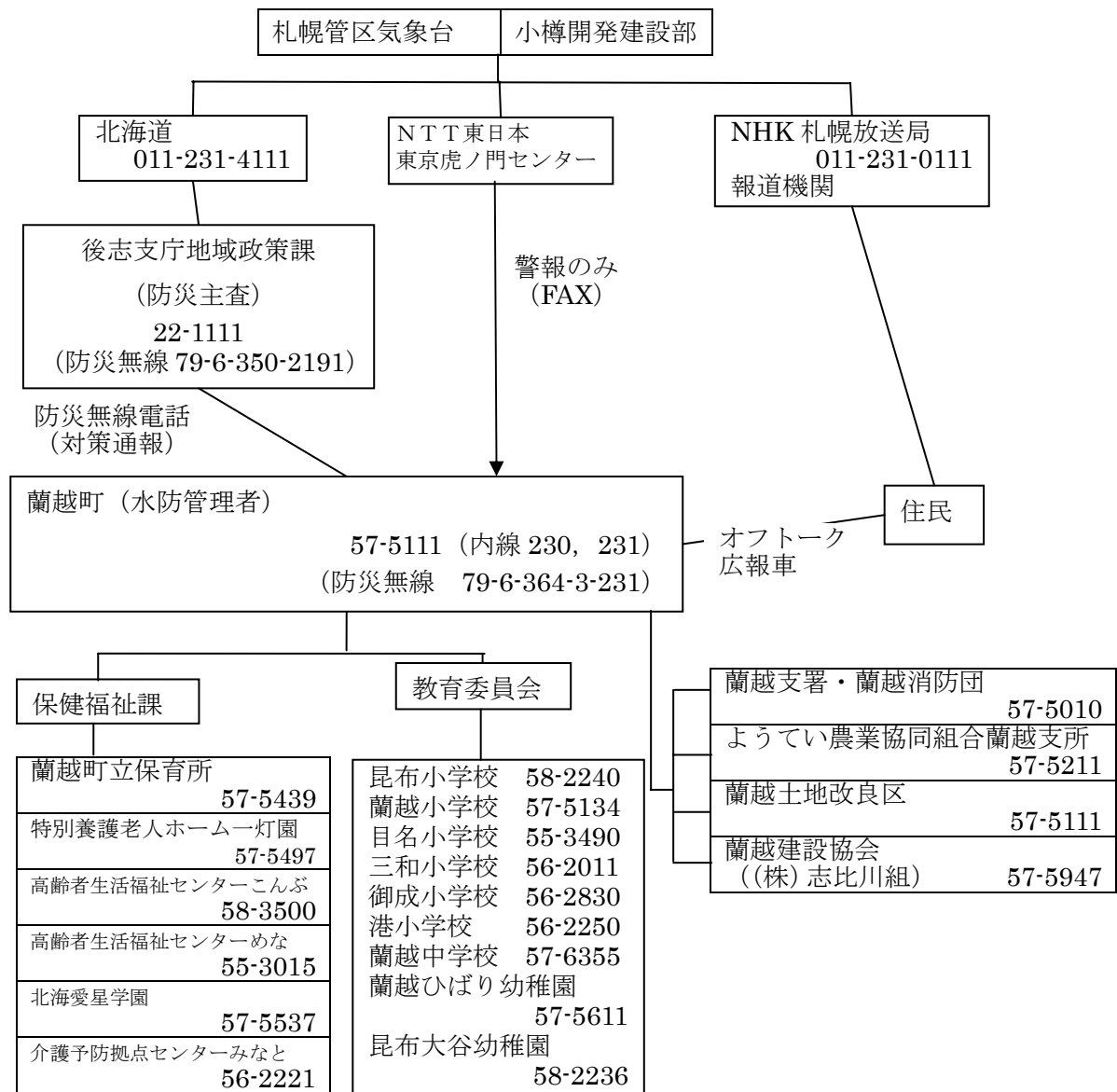
## 第2 気象警報等の伝達系統

水防管理者は、水防活動用気象予警報及び尻別川（直轄区間）洪水予報並びに水防警報の通知を受けたときは、次により遅滞なく水防に係りのある機関に迅速的確に伝達するものとする。

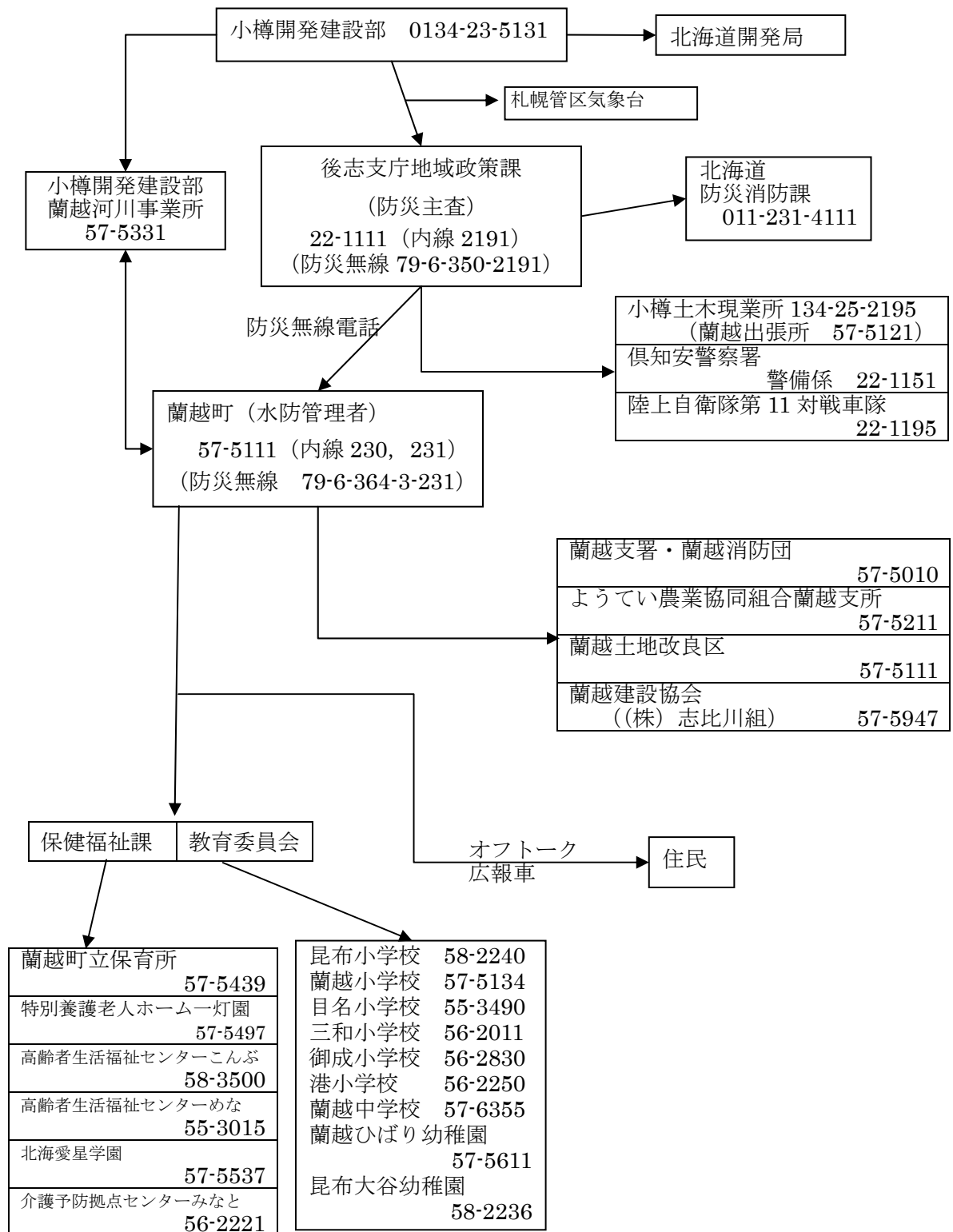
### 1 水防活動用気象予警報



## 2 尻別川（直轄区間）洪水予報



### 3 尻別川（直轄区間）水防警報



### 第3節 水防通信連絡

#### 第1 水防通信連絡

水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

機関名	連絡責任者 (代理者)	通 信 系 等		
		第 1	第 2	第 3
後志支庁	地域政策課主幹 防災担当主査	防災無線電話 79-6-350-2191	NTT 回線 22-1111 内線 2191	自動車
小樽開発建設部 蘭越河川事業所	副長	NTT 回線 57-5331	自動車	徒歩
小樽土木現業所 蘭越出張所	次長	NTT 回線 57-5121	自動車	徒歩
倶知安警察署 (蘭越駐在所)	警備係長 (所長)	NTT 回線 22-0110 (57-5003)	自動車	—
陸上自衛隊 第 11 対戦車隊	運用訓練幹部	NTT 回線 22-1195 内線 225 (平日) 内線 235 (土・日)	自動車	—
ようてい農業協 同組合蘭越支所	支所長	NTT 回線 57-5211	自動車	—

## 第5章 水防活動

### 第1節 水防管理団体等の非常配備

#### 第1 町の非常配備

町は、洪水等の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の配備体制により、水防業務を処理するものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、蘭越町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

#### 非常配備の基準

種別	配備時期	配備内容
第1非常配備	1. 気象業務法に基づく情報又は警報を受けたとき。 2. 必要により水防管理者が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のため、総務部、災害調査部、水防部の少数の人員をもって当たるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2非常配備	1. 局地的な災害が予想される場合、又は災害が発生したとき。 2. 必要により水防管理者が当該非常配備を指令したとき。	関係各班の所要の人員をもって当たるもので災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第3非常配備	1. 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 2. 予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部全員をもって当たる状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
備考 災害の発生規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。		

## 第2 消防機関の非常配備

羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団及び蘭越支署は、洪水等の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の配備体制により、水防業務を処理するものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、蘭越町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

### 非常配備の基準

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象業務法に基づく警報が発表され、河川の水位の上昇が予想されるとき。</li> <li>2. 北海道知事から洪水予報（注意報）の通知を受けたとき。</li> <li>3. 北海道知事から水防警報（待機）の通知を受けたとき。</li> <li>4. 北海道知事から待機の指示を受けたとき。</li> <li>5. 必要により水防管理者が当該非常配備を指示したとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 蘭越支署長は、非番の職員に対し待機を指示する。</li> <li>2 蘭越消防団長は、幹部団員（副団長、分団長）を召集するとともに、必要に応じて、団員に待機を指示する。</li> </ol>
第2 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象業務法に基づく警報が発表され、河川の水位の上昇が予想され、水防活動の準備を必要と認めたとき。</li> <li>2. 北海道知事から洪水予報（注意報）の伝達を受けたとき。</li> <li>3. 北海道知事から水防警報（準備）の通知を受けたとき。</li> <li>4. 北海道知事から出動準備の指示を受けたとき。</li> <li>5. 必要により水防管理者が当該非常配備を指示したとき。</li> </ol>	<p>蘭越支署長及び蘭越消防団長は、必要に応じて、待機職員及び団員を招集し、水防用資器材等の準備、水防班の編成等を行い、直ちに水防活動ができる体制とする。</p>
第3 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象業務法に基づく警報が発表され、水位、流量その他の状況により、堤防の決壊、溢水等の恐れがあるとき。</li> <li>2. 北海道知事から洪水予報（警報）の通知を受けたとき。</li> <li>3. 北海道知事から水防警報（出動）の通知を受けたとき。</li> <li>4. 北海道知事から出動の指示を受けたとき。</li> <li>5. 必要により水防管理者が当該非常配備を指示したとき。</li> </ol>	<p>蘭越支署長及び蘭越消防団長は、職員及び団員を招集し、あらかじめ編成している水防班を出動させる。</p>
備考 災害の発生規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。		

### 第3 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に通知するとともに、後志支庁長、小樽開発建設部長及び小樽土木現業所長に報告するものとする。

## 第2節 監視及び警戒

### 第1 常時監視

水防管理者は、監視責任者を定めて、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。監視責任者及び樋門管理者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、当該河川及び施設等の管理者に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

監視責任者等は次のとおりとする。

担当区域	担当河川施設等	監視責任者	監視員
全町	尻別川他全河川	建設課長	建設課職員
全町	土地改良施設	産業経済課長	産業経済課職員
港地区	海岸堤防	産業経済課長	産業経済課職員

樋門（管）箇所及び管理者は、資料5のとおりである。

### 第2 非常警戒

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に通知するとともに、要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに当該河川及び施設等の管理者、後志支庁長及び小樽開発建設部長に報告し、速やかに水防作業を実施するものとする。

監視警戒に当たり、注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 裏法で漏水または飽水による亀裂およびがけ崩れ
- (2) 表法で水あたりの強い場所の亀裂およびがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂または沈下
- (4) 河川堤防の溢水状況
- (5) 樋門の両袖または底部からの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と河川堤防の取付け部分の異常
- (7) ため池等については、1～6までの他に次の事項
  - ア 取入口の閉塞状況
  - イ 流域の山崩れの状態
  - ウ 流入水および浮遊物の状況
  - エ 余水吐および放水路付近の状況
  - オ 重ね池の場合の上部ため池の状況
  - カ 樋管の漏水による亀裂およびがけ崩れ

## 第3節 警戒区域

### 第1 警戒区域の指定

消防機関に属するものは、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

### 第2 警察官の警戒区域の設定

前第1に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこの者から要求のあったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 第3 警戒区域設定の報告

前第1及び第2の警戒区域を設定した者は、直ちに、水防管理者、蘭越支署長に報告するものとする。

## 第4節 水防作業

### 第1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施する。

河川堤防の決壊に対し、現在有効であるとされている水防工法は、次のとおりである。以下に示す工法において必要な資材、人員および作業手順については、資料7のとおりである。

#### 【現在有効とされる水防工法】

工法名	目的	主に必要な資材
シート張り	河川堤防における川表（川側）の崩壊および透水防止	ビニールシート、竹、杭、土のう
積土のう	家屋・地下施設等への浸水防止 河川堤防における越水の防止	土のう、鋼杭、土砂
木流し	急流部において流速を低下させ、川表（川側）の崩壊の拡大を防止する	雑木、杭、土のう
月の輪	川裏（民地側）に浸透してくる河川水等を集水・排水し、河川堤防の浸食・崩壊を防ぐ	土のう、杭、ビニールシート

### 第2 水門・樋門等操作

河川管理者は、河川水位が上昇し水門・樋門等からの逆流による洪水災害が発生するおそれがあるときは、洪水災害による被害を軽減するため水門・樋門等进行操作する。

また、水門・樋門等を閉じる操作を行ったときは、道路や市街地等の排水ができなくなることによる内水氾濫の発生が予想されるため、操作状況について速やかに水防管理者へ連絡する。

## 第5節 避難

### 第1 避難の決定の時期及び指示

水防管理者は、洪水などの災害による被害の発生が予想され、避難の必要があると判断した場合は、その地域に対し、避難勧告を行い、災害による危険が目前に切迫しているときは、避難指示を行い、町民等の安全を確保する。

### 第2 避難の実施

非難の実施は、水防管理者の勧告・指示により行うが、水防管理者または町職員（消防史員）が現場にいないときは、警察官、知事の命令を受けた道職員が避難の勧告・指示を実施する。また、自衛官は、避難勧告・指示の代行を行うことができる。

避難実施責任者	目的・要件	根拠法令
水防管理者 (町長) または町長の命令 を受けた町職員（消 防史員を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き指示、立退き先の指示を行う。</li> <li>・避難勧告・指示を発令または解除した時には、後志支庁長に報告しなければならない。</li> <li>・立退き指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請する。</li> </ul>	災害対策基本法第60条 水防法第22条
北海道知事または 知事の命令を受け た道職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水、氾濫または地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、またはその可能性が大きいと認められるときは、避難を勧告または指示することができる。</li> <li>・知事は上記以外の災害において、町長が避難のための立退きの勧告および指示に関する措置ができないときは、町長に代わって実施する。</li> </ul>	災害対策基本法第60条 同 第72条 水防法第22条 地すべり等防止法25条
警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長から要請があったとき、または、町長が立退き指示ができないと認める時は、立退き指示または立退き先の指示を行う。この場合直ちに町長に通知する。</li> <li>・災害による危険が切迫した時は、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、公安委員会にその旨報告する。</li> </ul>	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 警察官職務執行法第6条第1項
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣された自衛官は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置を執ることができる。この場合、その旨を町長に通知</li> </ul>	自衛隊法第94条 災害対策基本法第63条 第3項

	する。 ① 町民等の避難等の措置 ② 他人の土地等への立ち入り ③ 警戒区域の設定等 ④ 他人の土地等の一時使用および工作物等の除去 ⑤ 町民等への応急措置業務従事命令	災害対策基本法第64条 第8項 災害対策基本法第65条 第3項
--	---	--

### 第3 避難の方法

避難の方法・順序は、蘭越町地域防災計画第5章第5節避難計画により実施する。

### 第4 避難者の輸送

避難者の輸送は、蘭越町地域防災計画第5章第7節輸送計画により実施する。

### 第5 避難場所の指定等

洪水災害における避難場所の指定は、資料6のとおりとし、「蘭越町尻別川洪水ハザードマップ」により、浸水想定区域も含め、住民への周知徹底を図る。

## 第6節 非常時の輸送

### 第1 水防資材・人員等の非常時の輸送

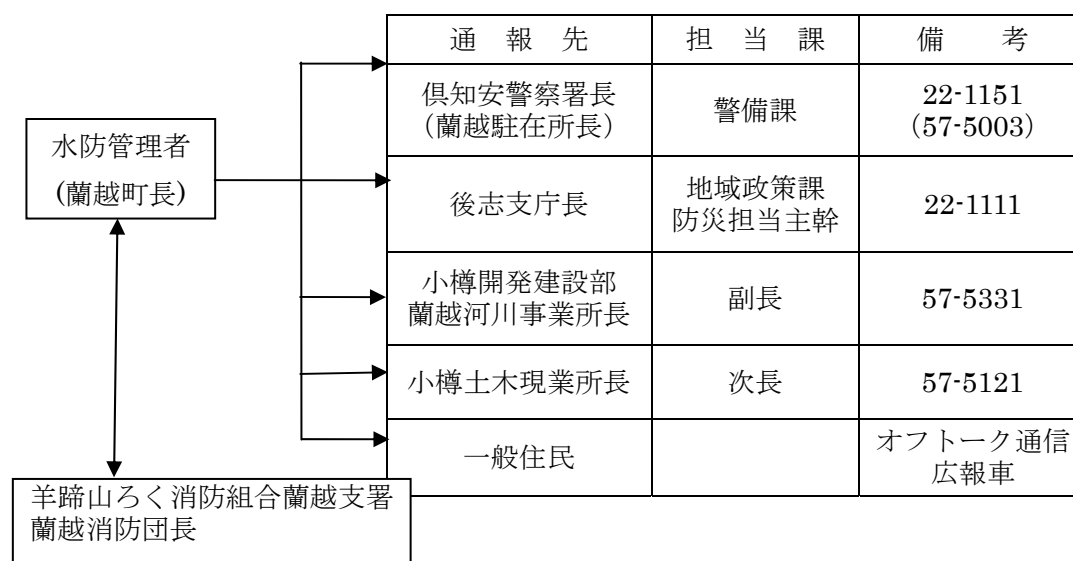
非常時の資器材及び人員等の輸送は、蘭越町地域防災計画第5章第7節輸送計画により実施する。

## 第7節 決壊通報

### 第1 決壊通報

堤防、その他の施設が決壊した場合は、水防管理者、蘭越消防団長及び蘭越支署長は、直ちに次により通報するものとする。

堤防等の決壊通報系統図



## 第6章 公用負担等

### 第1節 公用負担

#### 第1 公用負担

水防法第21条(公用負担)の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長または消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用する権限を行使することができる。

この規定により水防管理者である町長が公用負担命令を行う時は、この計画に従ってこれを行う。

##### (1) 公用負担の権限

水防のため必要があるときは、蘭越町長は水防法第21条により以下の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一部使用
- ② 土石、竹林、その他の資材の使用または収用
- ③ 車両その他運搬具または器具の使用
- ④ 工作物その他障害物の処分

##### (2) 権限の行使と公用負担命令書の交付

町長が公用負担の権限を行使するときは、その身分を示す証明書を、また、町長の命令を受けたものは、委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合はこれを提示しなくてはならない。

公用負担の権限を行使する者は、公用負担命令書2通作成し、権限を行使するときにそのうちの1通を目的物である土地、資材、器具、工作物等の所有者、管理人またはこれに準じる者に交付する。

#### 第2 損失補償

水防管理団体(蘭越町)は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(別記様式1)

第 号	公用負担権限委任証
	住所
	職名
	氏名
上記の者に	区域における水防法第21条第1項の権限行使について
委任したことを証明します。	
平成 年 月 日	
	水防管理者
	蘭越町長 宮谷内 留雄 印

(別記様式 2)

第 号
公用負担命令票
住所
氏名
水防法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。
1. 目的物
(1) 所在地
(2) 名称
(3) 種類 (又は内容)
(4) 数量
2. 負担内容
(使用・収用・処分等について詳記すること)
平成 年 月 日
命令者 水防管理者
蘭越町長 宮谷内 留雄 印

(日本工業規格 B5 版)

## 第 2 節 公務災害補償

### 第 1 公務災害補償

消防機関及び居住者等が水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷、病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、北海道市町村消防災害補償等組合補償条例（昭和 32 年条例第 1 号）の定めるところにより補償するものとする。

## 第 7 章 水防報告

### 第 1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志支庁長に報告する。

- (1) 水防のため消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体の応援を要請したとき
- (3) その他必要と認められる事態が発生したとき。

## 第1 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、水防活動実施報告書を翌月5日までに後志支庁に2部提出する。

水防活動実施報告書					
(市町村名 )					
区分	水防活動延人員	使用資材費			備考
		主要資材	その他資材	計	
水防管理団 体分前回迄	人	円	円	円	
月分					
累計					

(作成要領)

1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
3. 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

## 第8章 水防訓練

### 第1 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、法第28条に定めるところにより毎年1回以上水防訓練を実施するものとする。

# 蘭越町水防計画 資料編

資料 1-① 蘭越町 尻別川洪水ハザードマップ



**どこに避難するの？**

尻別川水流が氾濫した場合の避難場所です。

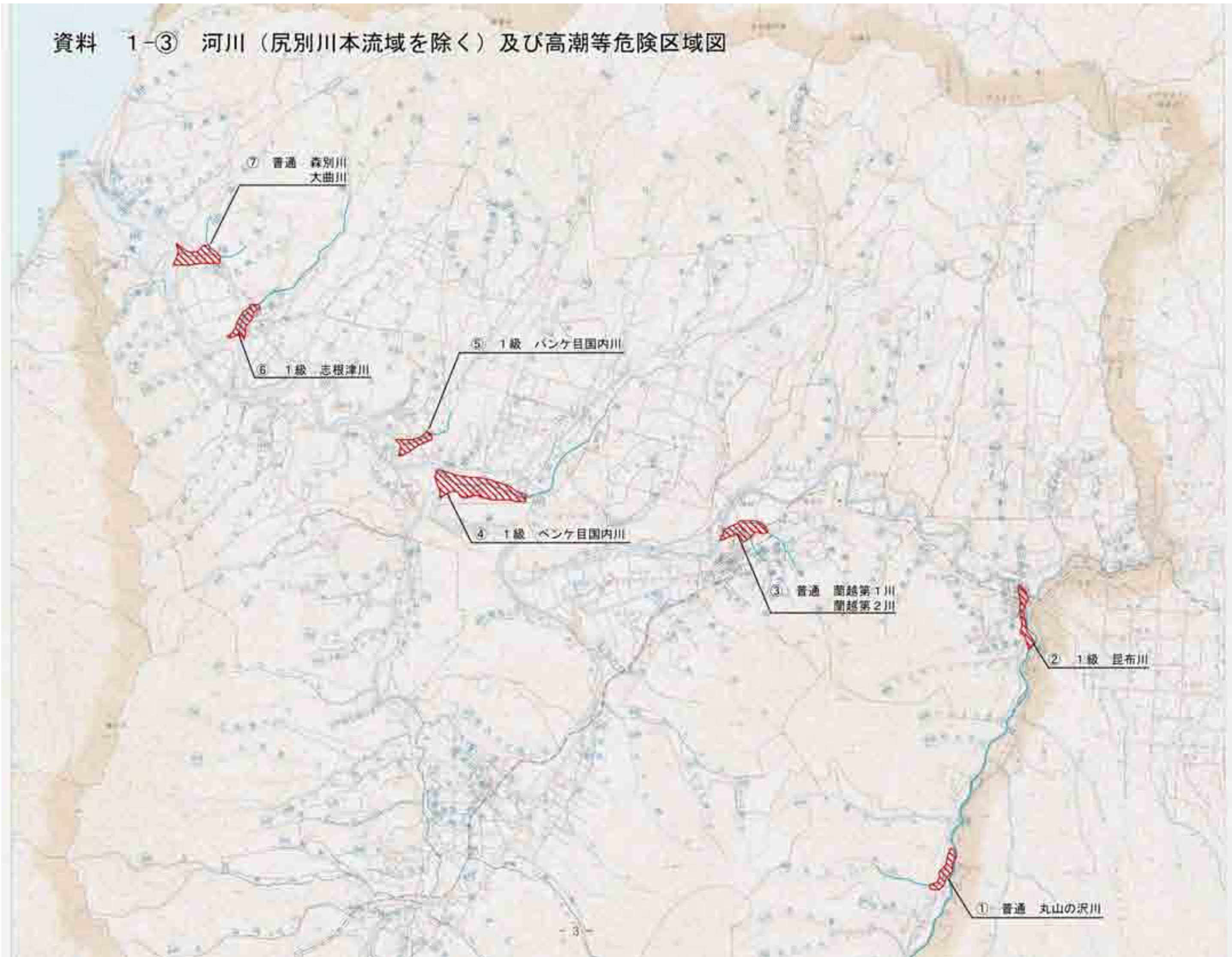
地区名	避難場所	電話番号
庄 布	● 庄布小学校	
美 全	● 美全地区共同利用集会所	
豊 国	● 豊国上研修センター	
	● 豊国下集会所	
三 和	● 三和中会館	
蘭 越	● 蘭越町山村開発センター	
大 森	● 蘭越小学校	
三 和	● 三和へき地保健福祉館	
庄川・名敷	● 旧名敷小学校	
共 栄	● 共栄農業総合研修センター	
柳 成	● 柳成小学校	
	● 柳成地区生活福祉センター	
初 田	● 初田地区集会所	
港右岸	● 大照寺	
	● 港へき地保健福祉館	
港左岸	● 寿都町緑谷会館	

資料1-② 河川（尻別川本流域を除く）危険区域

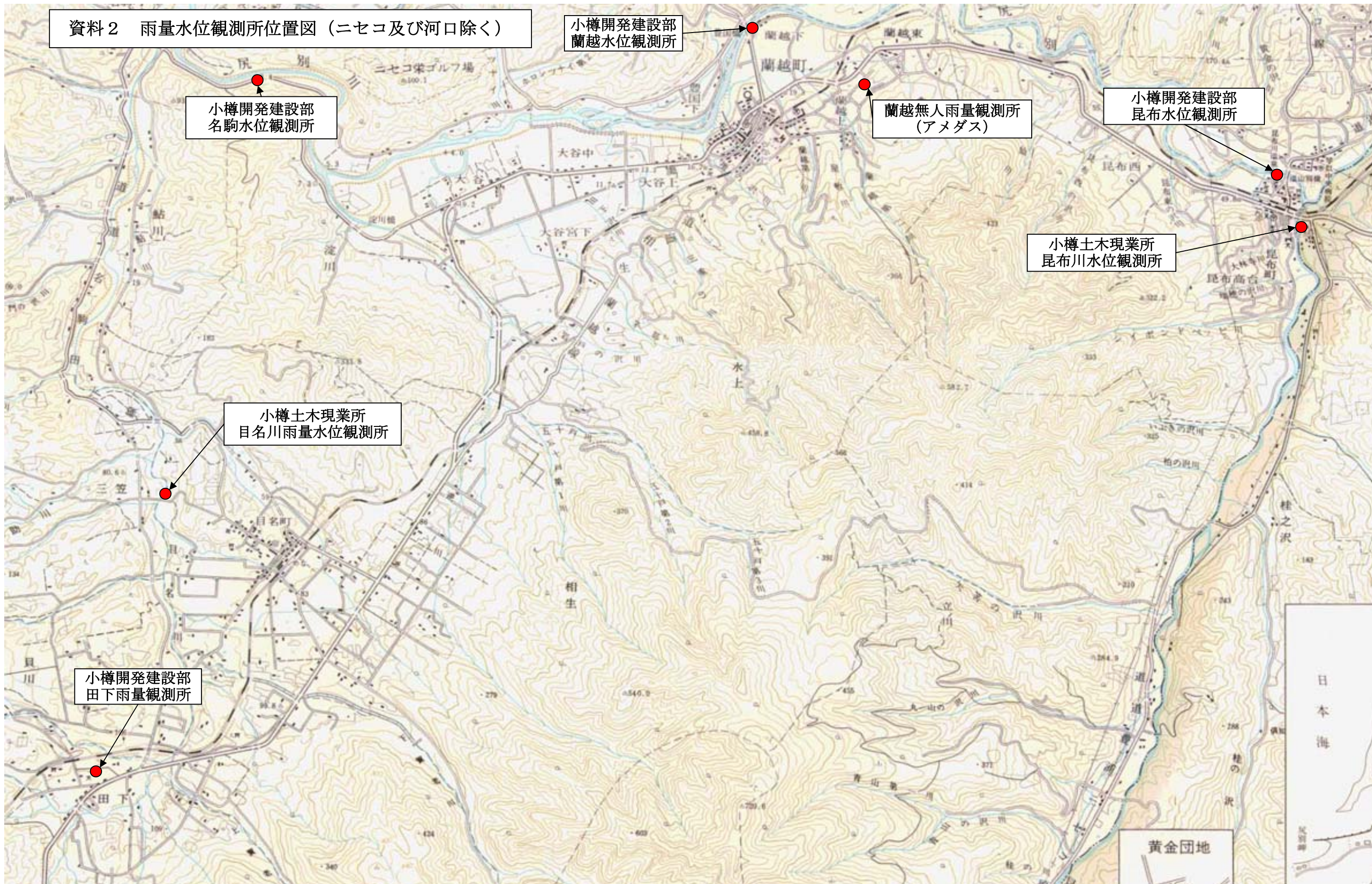
## 水害発生予想区域

危険区域							予想される被害	
図面 番号	地区名	水系名	河川名	流心距離 (KM)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	道 路
1	立 川	尻別川 昆布川支流	普通 丸山の沢川	昆布川合流 点	両岸 800m	溢 水	6	道道豊浦ニセコ線
2	昆布町	尻別川	1級 昆布川	尻別川合流 点	左岸 150m	溢 水	19	
3	蘭越下	尻別川 尻別川支流	普通 蘭越第1川 蘭越第2川	尻別川合流 点	両岸1,400	溢 水	13	国道5号、道道北尻別蘭越停車場 線
4	三 和	尻別川 尻別川支流	1級 ペンケ目国内川	尻別川合流 点	両岸3,000	溢 水	32	道道北尻別蘭越停車場線
5	三 和	尻別川 尻別川支流	1級 パンケ目国内川	尻別川合流 点	右岸1,500	溢 水	3	道道北尻別蘭越停車場線
6	御 成 初 田	尻別川 尻別川支流	1級 志根津川	尻別川合流 点	両岸 280m	溢 水	21	道道磯谷蘭越線
7	大 曲	尻別川 尻別川支流	普通 森別川 大曲川	尻別川合流 点	両岸1,200	溢 水	10	道道北尻別蘭越停車場線

資料 1-③ 河川（尻別川本流域を除く）及び高潮等危険区域図



資料2 雨量水位観測所位置図 (ニセコ及び河口除く)



資料 3 水防用資器材備蓄表

平成18年3月末現在

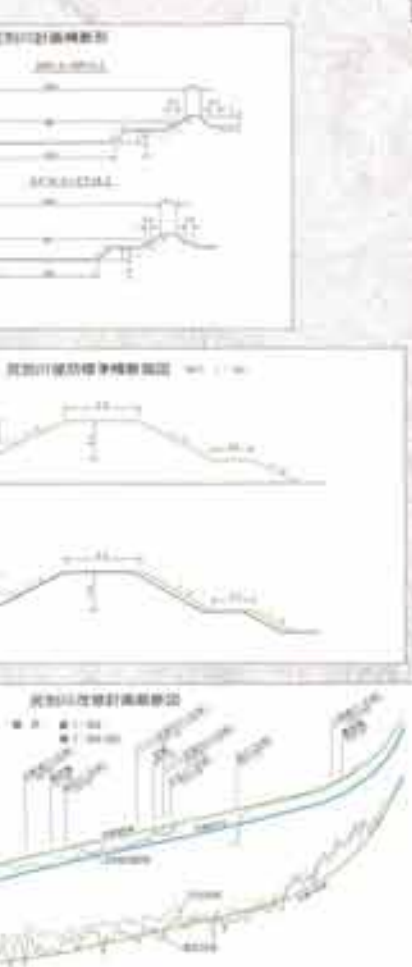
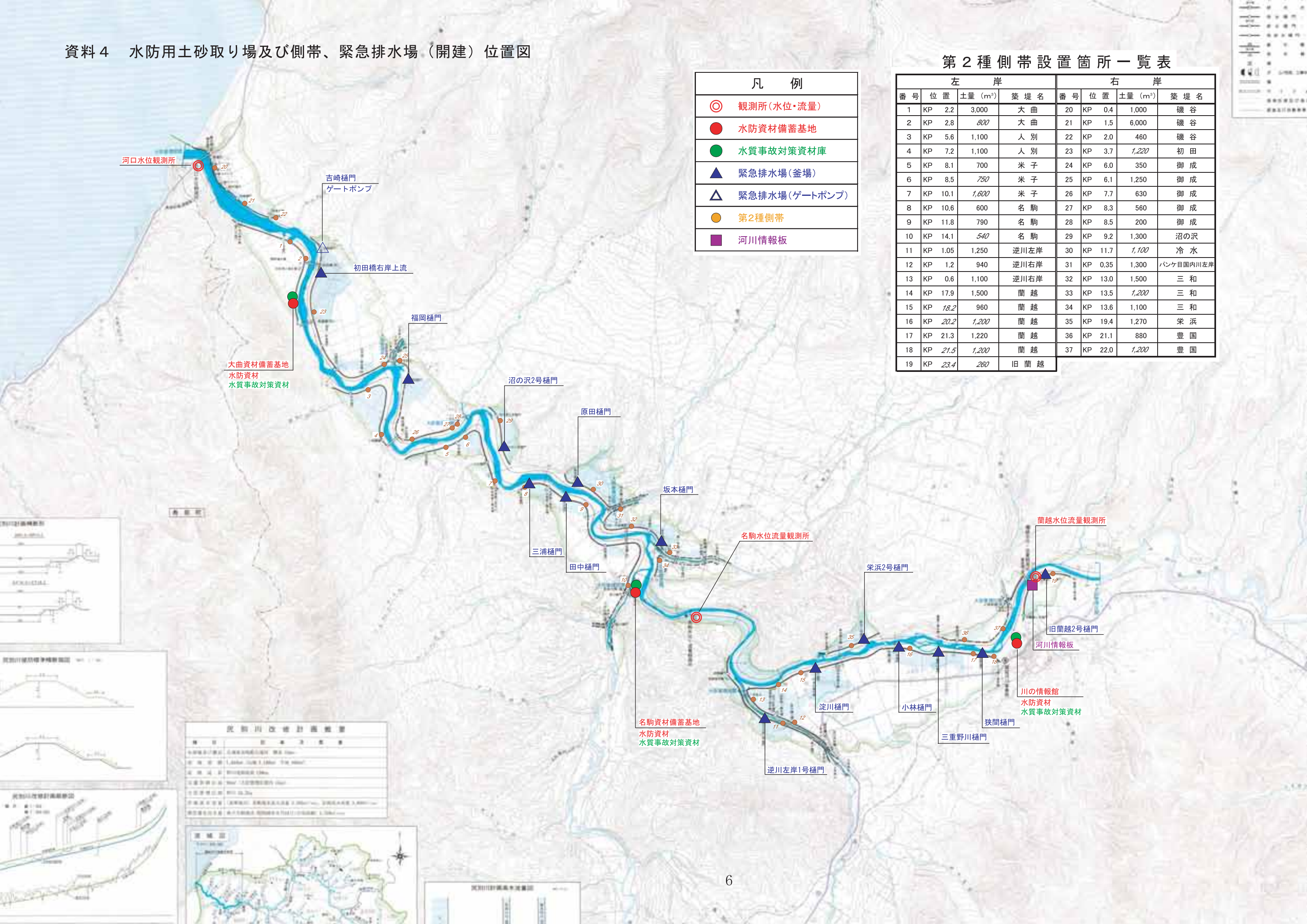
機関名		小樽開発建設部 蘭越河川事業所			小樽土木 現業所蘭 越出張所	蘭越町					合計	
		蘭越	大曲	名駒		蘭越	蘭越	名駒 三和	御成 港	昆布		目名 田下
保管場所		蘭越 河川 事業所	大曲 資材庫	名駒 資材庫	蘭越 出張所	蘭越 消防 倉庫	名駒 消防 倉庫	港 消防 倉庫	昆布 消防 倉庫	目名 消防 倉庫		
水 防 資 材	麻袋 (袋)		1,000	10		1,310	875	410	280	320	4,205	
	pp袋 (袋)	800	4,857	5,550	1,200	1,950	500	550	500	425	16,332	
	縄 (丸)					15	4	5	3		27	
	シート (枚)	4	7		20	28					59	
	ロープ		11 (100m巻)	4 (100m巻)	16 (100m巻)	4 (200m巻)					35	
	鉄線 (k)		100	5							105	
	丸太 (本)		51			60					111	
	木杭 (本)					280					280	
	スコップ (丁)	30	20	54	11	18	25	24	20	10	212	
	つるはし (丁)		4	2	1	4	5	5	3	5	29	
	掛矢 (丁)		4	4	7	8					23	
	クリッパー (丁)		2	1		3					6	
	投光機 (器)	1									1	
	鋼杭 (本)	50	228	58	40	283					659	
	ポンプ車 (台)	2 排水能力 30m <sup>3</sup> /分、クレーン・照明装置装備										2
	照明車 (台)	1 メタルハライドランプ(2KW×6灯)、テレビカメラ搭載										1
備考	鋼杭長別鉄ピン											
	L=0.8m		9									
	L=1.0m		53	14								
	L=1.1m		11									
	L=1.2m	50	5									
	L=1.28m		49									
	L=1.3m		90	44	40	200	(φ16mm)					
	L=1.4m				(φ16mm)	83	(φ34mm)					
L=1.75m		11										
PP袋 400袋一川の情報館												

資料4 水防用土砂取り場及び側帯、緊急排水場（開建）位置図

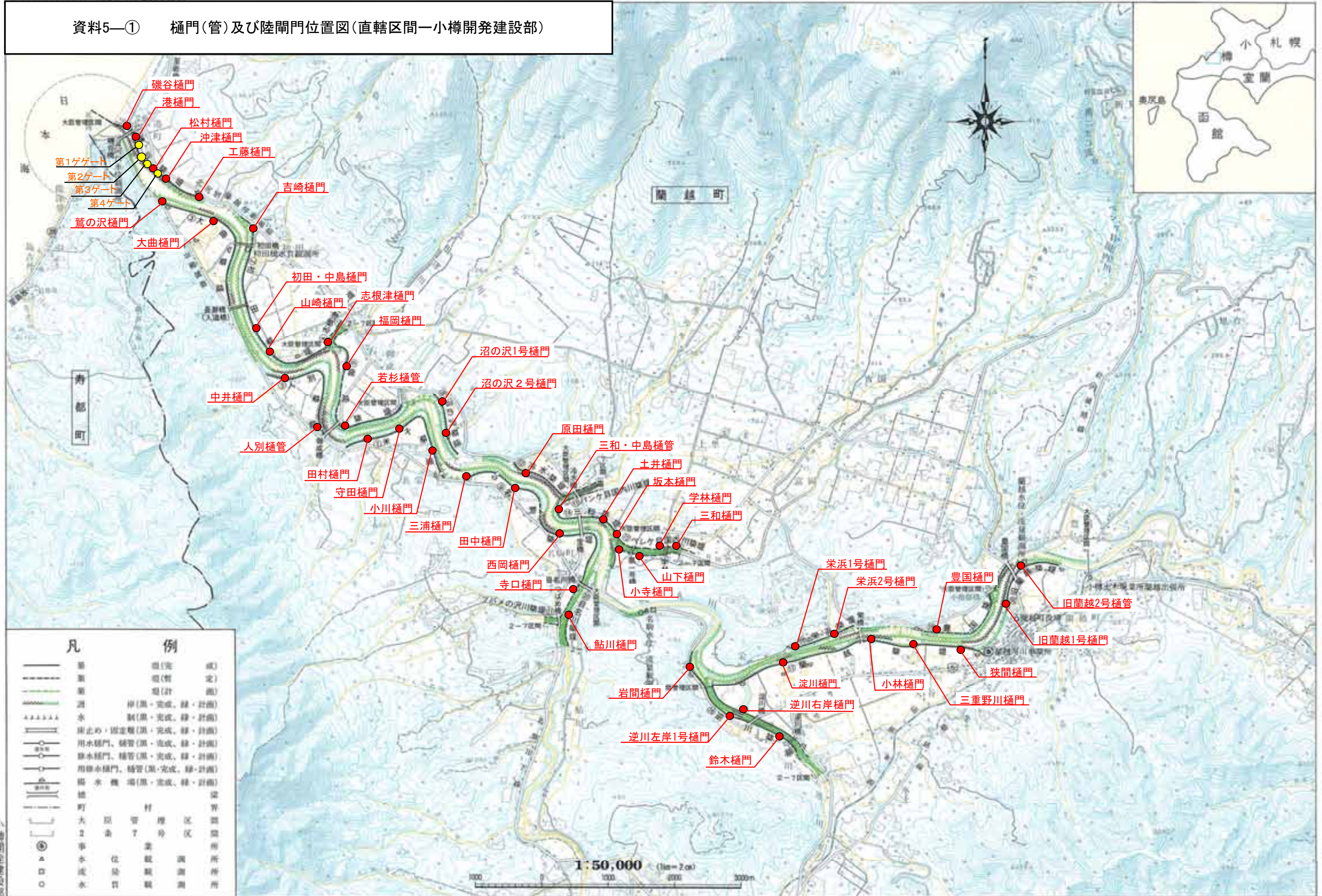
第2種側帯設置箇所一覧表

凡 例	
◎	観測所(水位・流量)
●	水防資材備蓄基地
●	水質事故対策資材庫
▲	緊急排水場(釜場)
△	緊急排水場(ゲートポンプ)
●	第2種側帯
■	河川情報板

左 岸				右 岸			
番号	位置	土量 (m <sup>3</sup> )	築堤名	番号	位置	土量 (m <sup>3</sup> )	築堤名
1	KP 2.2	3,000	大曲	20	KP 0.4	1,000	磯谷
2	KP 2.8	800	大曲	21	KP 1.5	6,000	磯谷
3	KP 5.6	1,100	人別	22	KP 2.0	460	磯谷
4	KP 7.2	1,100	人別	23	KP 3.7	1,220	初田
5	KP 8.1	700	米子	24	KP 6.0	350	御成
6	KP 8.5	750	米子	25	KP 6.1	1,250	御成
7	KP 10.1	1,600	米子	26	KP 7.7	630	御成
8	KP 10.6	600	名駒	27	KP 8.3	560	御成
9	KP 11.8	790	名駒	28	KP 8.5	200	御成
10	KP 14.1	540	名駒	29	KP 9.2	1,300	沼の沢
11	KP 1.05	1,250	逆川左岸	30	KP 11.7	1,100	冷水
12	KP 1.2	940	逆川右岸	31	KP 0.35	1,300	パンケ目国内川左岸
13	KP 0.6	1,100	逆川右岸	32	KP 13.0	1,500	三和
14	KP 17.9	1,500	蘭越	33	KP 13.5	1,200	三和
15	KP 18.2	960	蘭越	34	KP 13.6	1,100	三和
16	KP 20.2	1,200	蘭越	35	KP 19.4	1,270	栄浜
17	KP 21.3	1,220	蘭越	36	KP 21.1	880	豊国
18	KP 21.5	1,200	蘭越	37	KP 22.0	1,200	豊国
19	KP 23.4	260	旧蘭越				



資料5—① 樋門(管)及び陸閘門位置図(直轄区間—小樽開発建設部)



小樽開発建設部

No	樋門(管)名	河川名/ 築堤名	位置	KP	設置 年度	形状断面 (m) H×W×L～連	呑口 敷高 (m)	操作 種別	量水標	洪水 痕跡計	遠方監 視装置	上屋 設置	遠隔 操作	釜場 設置	ワカナ/ 主操作員名	生年月日	住所	備 考
																	電話番号	
1-1	磯谷樋門	尻別川(右岸) 磯谷築堤	蘭越町港町506-2番 地先	0.30	H 6	1.20×1.20×17.00～1	-0.19	手動	内 × 外 ○	×		○			キヤアキオ 北谷昭雄	S35.01.31	蘭越町港町459-10 0136-56-2047	
1-2	港 樋門	尻別川(右岸) 磯谷築堤	蘭越町港町522番地 先	0.35	S 5 0	1.20×2.50×14.00～1	0.04	動力	内 ○ 外 ○	×		○			カマダ キオ 鎌田吉夫	S23.08.12	蘭越町港町1395-2 0136-56-2202	
1-3	松村樋門	尻別川(右岸) 磯谷築堤	蘭越町港町755番地 先	0.95	S 5 0	1.20×1.20×14.20～1	0.02	動力	内 ○ 外 ○	×		○			マツダ エイチ 松田永一	S02.12.11	蘭越町港町741 0136-56-2620	
1-4	沖津樋門	尻別川(右岸) 磯谷築堤	蘭越町港町839番地 先	1.20	S 4 8	1.50×1.50×19.20～1	-0.54	動力	内 ○ 外 ○	×		○			トクミツ ヨシハル 徳光義春	T14.09.18	蘭越町港町839 0136-56-2253	
1-5	工藤樋門	尻別川(右岸) 磯谷築堤	蘭越町港町983番地 先	1.90	S 4 8	1.50×1.50×21.30～1	-0.58	動力	内 ○ 外 ○	×		○			クニウ エイチ 工藤英一	S16.12.02	蘭越町港町944 0136-56-2256	
1-6	鷺の沢樋門	尻別川(左岸) 大曲築堤	蘭越町港町5番地先	1.45	H 7	1.50×1.20×20.00～1	-0.69	動力	内 ○ 外 ○	×	○	○			ウケノ タケシ 桶野武次	S05.08.24	蘭越町港町415-2 0136-56-2244	
1-7	大曲樋門	尻別川(左岸) 大曲築堤	蘭越町港町5番地先	2.20	S 4 5	2.00×1.50×16.30～1	-0.11	動力	内 ○ 外 ○	○	○	○			ウケノ ヒロシ 桶野 等	S34.06.21	蘭越町港町418-2 0136-56-2559	
1-8	吉崎樋門	尻別川(右岸) 初田築堤	蘭越町字初田326番 地先	2.85	H 1 2	2.00×3.90×28.00～2	-0.49	電力	内 ○ 外 ○	○		○			イトウ タダシキ 伊藤忠幸	S38.03.28	蘭越町字初田302 0136-56-2174	副) 伊藤美希イウキ S38.05.08住所同左
1-9	初田中島樋門	尻別川(右岸) 初田築堤	蘭越町字初田102番 地先	4.45	H 8	1.50×1.20×20.00～1	0.90	動力	内 ○ 外 ○	×	○	○			モリタ カツコ 守田勝子	S08.06.08	蘭越町字初田70-19 0136-56-2166	
1-10	山崎樋門	尻別川(右岸) 初田築堤	蘭越町字初田126番 地先	4.90	H 5	1.50×1.50×32.00～2	0.20	動力	内 ○ 外 ○	×	○	○			ウケノ タケシ 桶矢 武	S08.05.18	蘭越町字初田224-6 0136-56-2467	
1-11	志根津樋門	尻別川(右岸) 初田築堤	蘭越町字初田187番 地先	6.10	H 3	1.50×1.20×28.00～1	1.11	手動	内 ○ 外 ○	×	○	○			フジモリ タケシ 藤森 武	S03.01.20	蘭越町字初田186-3 0136-56-2465	
1-12	中井樋門	尻別川(左岸) 人別築堤	蘭越町字共栄38番 地先	5.35	S 6 2	2.00×2.00×29.00～2	0.33	動力	内 ○ 外 ○	○	○	○			アブラヤ トシアキ 油谷利明	S04.05.10	蘭越町字共栄38 0136-56-2544	副) 油谷浩英アブラヤ ヒロヒデ S35.12.01住所同左
1-13	人別樋門	尻別川(左岸) 人別築堤	蘭越町字共栄200番 地先	7.30	H 1 7	φ0.90×30.00～1	1.32	電力	内 ○ 外 ○	×					ウケノ マサヒコ 桶矢雅彦	S35.02.22	蘭越町字共栄207-1 0136-56-2532	

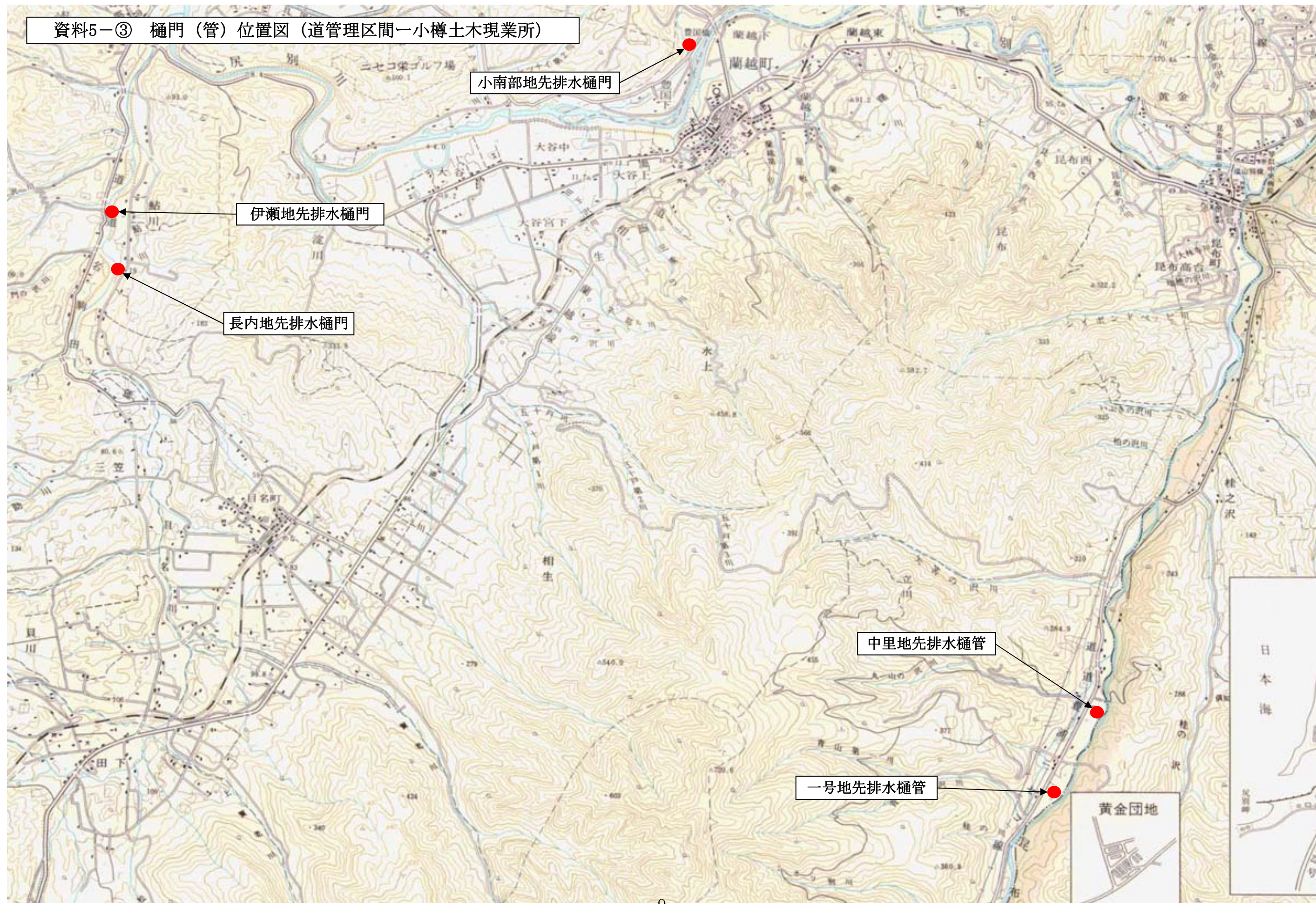
樋門 (管) 番号	樋門(管)名	河川名/ 築堤名	位 置	K P	設置 年度	形状断面 (m) H×W×L～連	呑口 敷高 (m)	操作 種別	量水標	洪水 痕跡計	遠方監 視装置	上屋 設置	遠隔 操作	釜場 設置	ワカナ/ 主操作員名	生年月日	住 所	備 考
																	電話番号	
1-14	福岡樋門	尻別川(右岸) 御成築堤	蘭越町字御成6番地 先	6.35	H 9	2.50×2.00×31.00～1	-0.10	動力	内○ 外○	× ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	フカヒテオ 福岡日出男	S09.01.01	蘭越町字御成6 0136-56-2441	
1-15	若杉樋管	尻別川(右岸) 御成築堤	蘭越町字御成54番地 先	7.45	S 4 7	φ0.90×22.90～1	1.91	手動	内○ 外○	○ ○		○ ○			カスギ ミル 若杉 実	S23.01.23	蘭越町字御成54 0136-56-2442	
1-16	田村樋門	尻別川(左岸) 米子築堤	蘭越町字共栄267番地 先	7.85	H 5	2.50×3.00×32.00～2	0.30	動力	内○ 外○	○ ×	○ ○	○ ○			ムラ フミシ 田村文俊	S06.07.20	蘭越町字共栄300-1 0136-56-2015	副) 田村俊一ムラ ジョウイチ S36.03.20住所互同左
1-17	守田樋門	尻別川(左岸) 米子築堤	蘭越町字共栄320番地 先	8.35	S 4 7	1.50×1.50×29.00～1	1.35	手動	内○ 外○	○ ○		○ ○			ヤギヤ カメ 柳谷 要	S23.09.07	蘭越町字共栄320 0136-56-2541	
1-18	小川樋門	尻別川(左岸) 米子築堤	蘭越町字駒町6番地 先	9.85	S 4 7	1.50×1.50×38.20～1	0.41	手動	内○ 外○	× ○		○ ○			カワ ヤスキ 小川康之	S11.09.17	蘭越町字駒町6 0136-56-2413	
1-19	沼の沢1号樋門	尻別川(右岸) 沼の沢築堤	蘭越町字御成346-3 地先	9.15	S 5 4	2.00×1.50×33.00～1	0.40	動力	内○ 外○	○ ○		○ ○			ナカ ヒトシ 中田 等	S15.07.22	蘭越町字御成196-2 0136-56-2422	
1-20	沼の沢2号樋門	尻別川(右岸) 沼の沢築堤	蘭越町字御成213-1 地先	9.65	S 5 4	2.00×1.50×27.00～1	1.45	動力	内○ 外○	× ○		○ ○		○ ○	カメイキオ 亀井喜久雄	S32.06.01	蘭越町字御成189-10 0136-56-2421	
1-21	三浦樋門	尻別川(左岸) 名駒築堤	蘭越町字駒町69番地 先	10.50	H 1 6	2.00×1.50×37.00～2	0.66	電力	内○ 外○	○ ○		○ ○	○ ○	○ ○	ミウ カズオ 三浦一夫	T10.04.08	蘭越町字駒町64-4 0136-56-2415	
1-22	田中樋門	尻別川(左岸) 名駒築堤	蘭越町字駒町63番地 先	11.35	H 1 5	2.00×2.00×37.00～1	0.70	電力	内○ 外○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	タカ ノブアキ 田中信昭	S28.09.06	蘭越町字駒町576-4 0136-56-2416	
1-23	西岡樋門	尻別川(左岸) 名駒築堤	蘭越町字駒町326番地 先	12.65	H 1 0	1.50×2.00×44.38～1	1.16	動力	内○ 外○	× ○	○ ○	○ ○			カワ トム 小川 勉	S17.02.21	蘭越町字駒町97 0136-56-2411	
1-25	原田樋門	尻別川(右岸) 冷水築堤	蘭越町字三和4-2番地 先	11.50	H 2	2.00×1.80×37.00～2	0.71	動力	内○ 外○	× ○	○ ○	○ ○		○ ○				副) 坂井幸一カイ コウイチ S16.05.28 字三和17-7 互56-2365
1-26	三和中島樋管	尻別川(右岸) 三和築堤	蘭越町字三和68番地 先	12.20	S 5 3	φ0.90×37.00～1	1.30	手動	内○ 外○	× ○		○ ○			ホシバ エキオ 干場幸雄	S16.04.08	蘭越町字三和1027 0136-56-2650	
1-27	土井樋門	尻別川(右岸) 三和築堤	蘭越町字三和86番地 先	13.25	S 5 3	1.20×1.20×28.00～1	3.55	動力	内○ 外○	○ ○		○ ○			シサキ マサシ 吉崎正利	S27.01.01	蘭越町字三和1018-1 0136-56-2470	

樋門 (管) 番号	樋門(管)名	河川名/ 築堤名	位 置	K P	設置 年度	形状断面 (m) H×W×L～連	呑口 敷高 (m)	操作 種別	量水標	洪水 痕跡計	遠方監 視装置	上屋 設置	遠隔 操作	釜場 設置	ワカナ/ 主操作員名	生年月日	住 所	備 考
																	電話番号	
1-28	坂本樋門	尻別川(右岸) 三和築堤	蘭越町字三和124番 地先	13.45	S 5 3	2.00×2.00×32.00～1	2.35	動力	内 ○ 外 ○	○		○		○	カト マシ 坂本政司	S27.05.07	蘭越町字三和112 0136-56-2342	
1-29	岩間樋門	尻別川(左岸) 蘭越築堤	蘭越町字淀川63-2 番地先	17.10	S 6 3	2.00×1.50×48.00～1	3.87	動力	内 ○ 外 ○	×		○			イマ ムウイ 岩間勇市	S24.07.17	蘭越町字淀川65 0136-57-6048	
1-30	淀川樋門	尻別川(左岸) 蘭越築堤	蘭越町字淀川167番 地先	18.55	H 1	2.50×2.00×37.00～2	3.28	電力	内 ○ 外 ○	×	○	○	○	○	カカリ トシツ 黒川利光	S34.02.08	蘭越町字大谷414 0136-57-6227	副) 天水 茂テンスイ シケル S27.09.20 字大谷529 ㊦57-6510
1-31	小林樋門	尻別川(左岸) 蘭越築堤	蘭越町字大谷87番 地先	20.00	S 5 5	1.50×1.50×35.40～1	5.39	電力	内 ○ 外 ○	×	○	○		○	コテラ カズオ 小寺一雄	S04.02.24	蘭越町字大谷98 0136-57-6126	
1-32	三重野川樋門	尻別川(左岸) 蘭越築堤	蘭越町字大谷164番 地先	20.70	S 5 5	2.00×2.00×28.50～1	6.89	電力	内 ○ 外 ○	○		○	○	○	マツダ キオ 松田吉夫	S12.03.15	蘭越町字大谷206 0136-57-6125	
1-33	狭間樋門	尻別川(左岸) 蘭越築堤	蘭越町字大谷231番 地先	21.40	S 5 4	1.50×1.50×25.00～1	7.53	手動	内 ○ 外 ○	○		○		○	カワ アキト 小川秋人	S33.12.29	蘭越町字大谷338 0136-57-6206	
1-34	栄浜1号樋門	尻別川(右岸) 栄浜築堤	蘭越町字栄20番地 先	18.85	S 5 6	1.20×1.20×30.00～1	5.60	手動	内 ○ 外 ○	×	○	○			ササキ ミツコ 佐々木ミツ子	S22.09.27	蘭越町字栄30 0136-57-6522	
1-35	栄浜2号樋門	尻別川(右岸) 栄浜築堤	蘭越町字栄30番地 先	19.50	S 5 6	2.00×1.50×33.00～2	4.88	動力	内 ○ 外 ○	○	○			○	サキ コウキ 佐々木幸作	S21.01.02	蘭越町字栄30 0136-57-6522	
1-36	豊国樋門	尻別川(右岸) 豊国築堤	蘭越町字豊国50-1 番地先	21.00	S 5 2	1.50×1.50×31.00～1	5.94	動力	内 ○ 外 ○	○		○			カカネ マサキ 中兼政幸	S13.03.18	蘭越町字豊国下40-12 0136-57-6023	
1-37	旧蘭越1号樋門	尻別川(左岸) 旧蘭越築堤	蘭越町蘭越町250-5 番地先	22.25	S 5 4	2.50×2.50×22.00～2	7.93	電力	内 ○ 外 ○	×	○	○	○		チハ リョウコ 千葉了子	S30.11.10	蘭越町蘭越町274 0136-57-6071	副) 細川由太郎カカリ ヨシタウ S04.02.08 字蘭越町278-2 ㊦57-6015
1-38	旧蘭越2号樋管	尻別川(左岸) 旧蘭越築堤	蘭越町蘭越町320番 地先	22.95	S 5 3	φ0.90×18.00～1	10.93	手動	内 ○ 外 ○	×		○		○	カウ トキヨ 加藤登喜代	S02.06.16	蘭越町蘭越町321-1 0136-57-6220	

樋門(管)番号	樋門(管)名	河川名/ 築堤名	位置	KP	設置 年度	形状断面 (m) H×W×L～連	呑口 敷高 (m)	操作 種別	量水標	洪水 痕跡計	遠方監 視装置	上屋 設置	遠隔 操作	釜場 設置	ワカナ/ 主操作員名	生年月日	住所 電話番号	備 考	
5-1	小寺樋門	パンケ目国内川(左岸) パンケ目国内川左岸築堤	蘭越町字三和131番 地先	0.55	S 5 1	1.20×1.20×34.00～1	2.89	手動	内 ○ ○ 外 ○ ○			○			ゴデラ マサリ 小寺正憲	S19. 09. 15	蘭越町字三和135-4 0136-56-2645		
5-2	山下樋門	パンケ目国内川(左岸) パンケ目国内川左岸築堤	蘭越町字三和141番 地先	0.90	S 5 1	1.20×1.20×30.00～1	3.72	手動	内 ○ × 外 ○ ×			○			ヤマシ ヒサオ 山下久男	S29. 10. 25	蘭越町字三和141-5 0136-56-2638		
5-3	学林樋門	パンケ目国内川(右岸) パンケ目国内川右岸築堤	蘭越町字三和157-2 番地先	1.20	S 5 2	1.20×2.50×25.00～1	4.88	動力	内 × × 外 ○ ×			○			ハザマ マサミ 狭間正省	S16. 06. 25	蘭越町字三和596-2 0136-56-2344		
5-4	三和樋門	パンケ目国内川(右岸) パンケ目国内川右岸築堤	蘭越町字三和164-2 番地先	1.45	S 5 2	1.20×1.20×17.00～1	5.64	手動	内 ○ × 外 ○ ×			○			オヤノ マサミ 親谷正美	S06. 06. 13	蘭越町字三和975-2 0136-56-2347		
6-1	寺口樋門	目名川(左岸) 目名川左岸築堤	蘭越町名駒町242地 先	0.70	S 5 8	1.20×1.20×28.00～1	4.20	手動	内 ○ × 外 ○ ○			○			カクチ カスミ 坂口和美	S29. 05. 31	蘭越町名駒町218 0136-56-2024		
6-2	鮎川樋門	目名川(右岸) 目名川右岸築堤	蘭越町字鮎川10-3 番地先	1.20	S 5 9	1.20×1.20×20.00～1	5.23	手動	内 ○ × 外 ○ ○			○			フカ マサヒコ 福岡雅彦	S36. 07. 19	蘭越町字鮎川234 0136-55-3164		
7-1	逆川左岸 1号樋門	逆川(左岸) 逆川左岸築堤	蘭越町字淀川207番 地先	0.75	H 7	2.00×2.00×38.00～2	3.25	動力	内 ○ × 外 ○ ○		○	○		○	カノ カメシ 坂野亀芳	S13. 04. 15	蘭越町字淀川207 0136-57-5016	副) 長峰 等カミネ ヒトシ S31. 03. 21 宇大谷357-1 TEL57-5486	
7-2	逆川右岸樋門	逆川(右岸) 逆川右岸築堤	蘭越町字淀川111-1 番地先	0.95	H 4	1.50×1.20×39.00～1	3.19	手動	内 ○ × 外 ○ ○		○	○			カノ サチ 坂野幸夫	S41. 10. 04	蘭越町字淀川207 0136-57-5016		
7-3	鈴木樋門	逆川(左岸) 逆川左岸築堤	蘭越町字淀川304番 地先	1.60	S 4 3	1.20×1.20×23.20～1	6.10	動力	内 ○ × 外 ○ ×						ススキ マツコ 鈴木マツ子	S16. 07. 20	蘭越町字淀川303-1 0136-57-6517		

樋門(管)番号	樋門(管)名	河川名/ 築堤名	位置	KP	設置 年度	形状断面 (m) H×W×L～連	呑口 敷高 (m)	操作 種別	量水標	洪水 痕跡計	遠方監 視装置	上屋 設置	遠隔 操作	釜場 設置	フイカサ/ 主操作員名	生年月日	住所 電話番号	備 考	
ゲート1	横引第1ゲート	尻別川(右岸) 磯谷築堤	蘭越町港町634-3番地先	0.45	S53	0.80×1.50		手動							カウケン 加藤 隆	S24.09.24	蘭越町港町634-4 0136-56-2334		
ゲート2	横引第2ゲート	尻別川(右岸) 磯谷築堤	蘭越町港町634-16番地先	0.55	S53	0.80×3.00		手動							ウメヅリ トシイ 梅沢 利市	T13.11.27	蘭越町港町634 0136-56-2625		
ゲート3	横引第3ゲート	尻別川(右岸) 磯谷築堤	蘭越町港町634-24番地先	0.60	S53	0.80×1.50		手動							ウメヅリ カスオ 梅沢 和夫	S06.06.21	蘭越町港町634 0136-56-2508		
ゲート4	横引第4ゲート	尻別川(右岸) 磯谷築堤	蘭越町港町739番地先	0.90	S53	0.80×3.00		手動							キツリイ 沖津 利一	T11.01.10	蘭越町港町755 0136-56-2517		

資料5-③ 樋門（管）位置図（道管理区間一小樽土木現業所）



資料5-④ 樋門（管）管理（操作）員名簿

(道管理区間一小樽土木現業所)

水系名	河川名	名称	設置年度	管理人	住所	備考
					電話番号	
尻別川	昆布川 左岸	一号地先樋管	S48	アズマ ミツオ 東 光夫	字立川	管理橋
	昆布川 左岸	中里地先樋管	S50	クボ 芳春 久保 芳春	字立川	管理橋
	小南部川左岸	小南部地先樋門	S51	サカイ アジ 坂井 明治	字豊国	管理橋 量水標
	目名川 左岸	伊瀬地先樋管	H8	イセ 政太郎 伊瀬 政太郎	字清水	
	目名川 右岸	長内地先樋管	S47	オサナイ 清春 長内 清春	字鮎川	管理橋

資料6-①

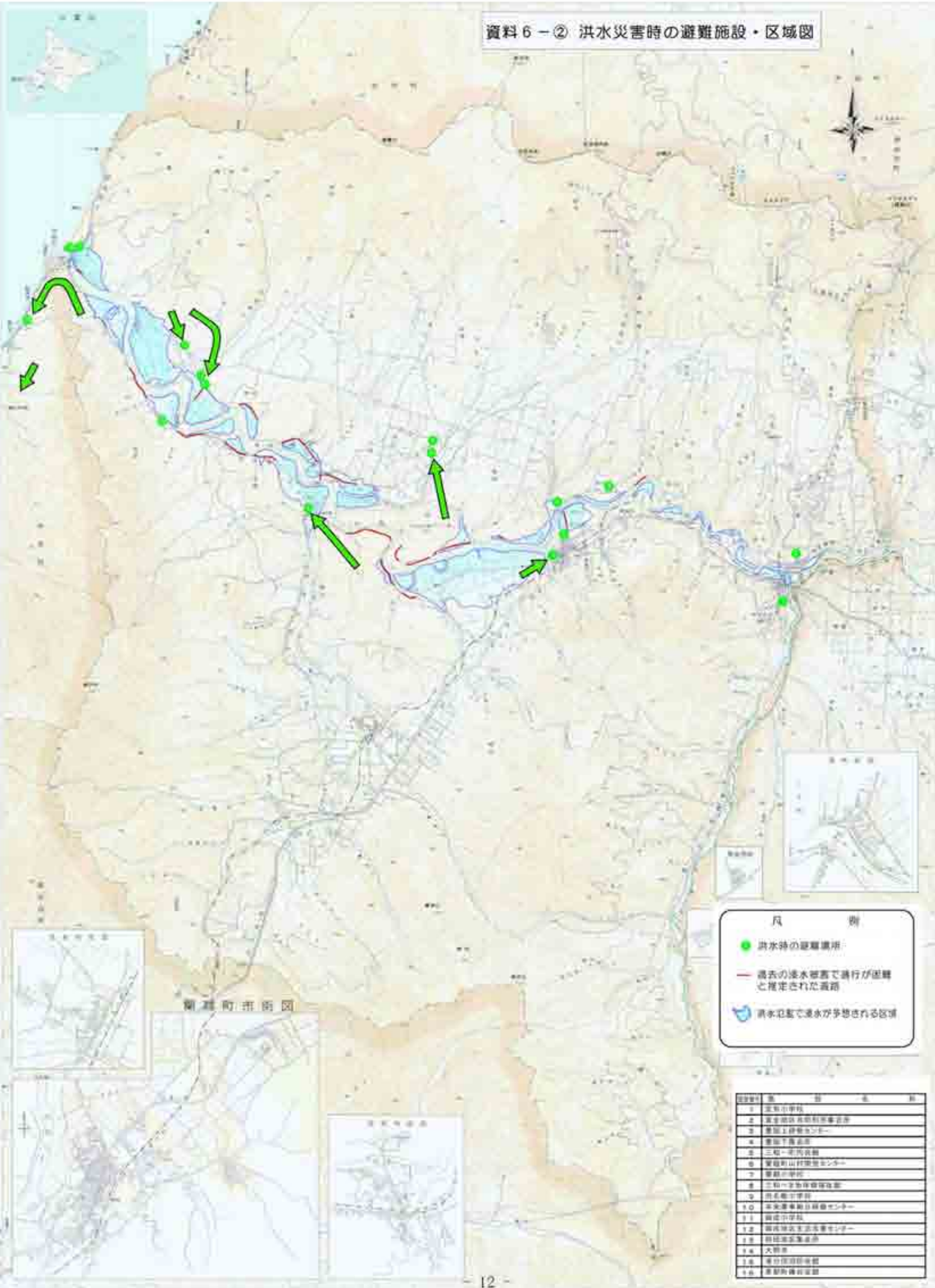
洪水災害時の避難施設・区域表

施設番号	施設名所	所在地	管理者名	T E L F A X	利用可能 面積(m <sup>2</sup> )	収容可能 人員(人)	対象地区名
1	昆布小学校	昆布町309-1	昆布小学校長	58-2240 58-2240	1,311 m <sup>2</sup>	656 人	昆布
2	黄金地区共同利用集会所	字黄金277	地区自治会		96 m <sup>2</sup>	48 人	黄金
3	豊国上地区研修センター	字豊国232-2	地区自治会		46 m <sup>2</sup>	23 人	豊国
4	豊国下集会所	字豊国535-1	地区自治会	57-5244	35 m <sup>2</sup>	18 人	
5	三和一町内会館	字三和381-7	地区自治会		130 m <sup>2</sup>	65 人	栄
6	蘭越町山村開発センター	蘭越町258-6	蘭越町長	57-5286	626 m <sup>2</sup>	313 人	蘭越
7	蘭越小学校	蘭越町222-1	蘭越小学校長	57-5134 57-5916	2,540 m <sup>2</sup>	1,270 人	大谷
8	三和へき地保健福祉館	字三和409-1	地区自治会	56-2351	258 m <sup>2</sup>	129 人	三和
9	旧名駒小学校	名駒町396	蘭越町長		853 m <sup>2</sup>	427 人	淀川・名駒
10	共栄農事組合研修センター	字共栄111-1	地区自治会	56-2851	55 m <sup>2</sup>	28 人	共栄
11	御成小学校	字御成416-1	御成小学校長	56-2830 56-2830	585 m <sup>2</sup>	293 人	御成・初田
12	御成地区生活改善センター	字御成423-5	地区自治会	56-2361	185 m <sup>2</sup>	93 人	
13	初田地区集会所	字初田248-2	地区自治会		92 m <sup>2</sup>	46 人	
14	大照寺	港町1438-1	浦上 覚	56-2617	173 m <sup>2</sup>	87 人	港町1, 2, 3
15	港分団消防会館	港町1415-4	蘭越消防団港分団	56-2854	136 m <sup>2</sup>	68 人	
16	寿都町磯谷会館	寿都町字磯谷 町島古丹	寿都町	65-6001	174 m <sup>2</sup>	87 人	港町4、港町5

\*収容人員は、以下の式で設定している。

$$\text{収容人員} = \text{面積} \div 2$$

資料6-② 洪水災害時の避難施設・区域図



**凡 例**

- 洪水時の避難場所
- 過去の浸水被害で通行が困難と推定された道路
- 洪水氾濫で浸水が予想される区域

施設番号	施設名	所在地
1	定通小学校	
2	定通地区公民館	
3	定通上野センター	
4	定通下野センター	
5	三和・定通センター	
6	定通町山村センター	
7	定通小学校	
8	三和・定通センター	
9	定通小学校	
10	定通町公民館	
11	定通小学校	
12	定通町生活センター	
13	定通町生活センター	
14	定通町	
15	定通町	
16	定通町	

# 資料 7 水防工法

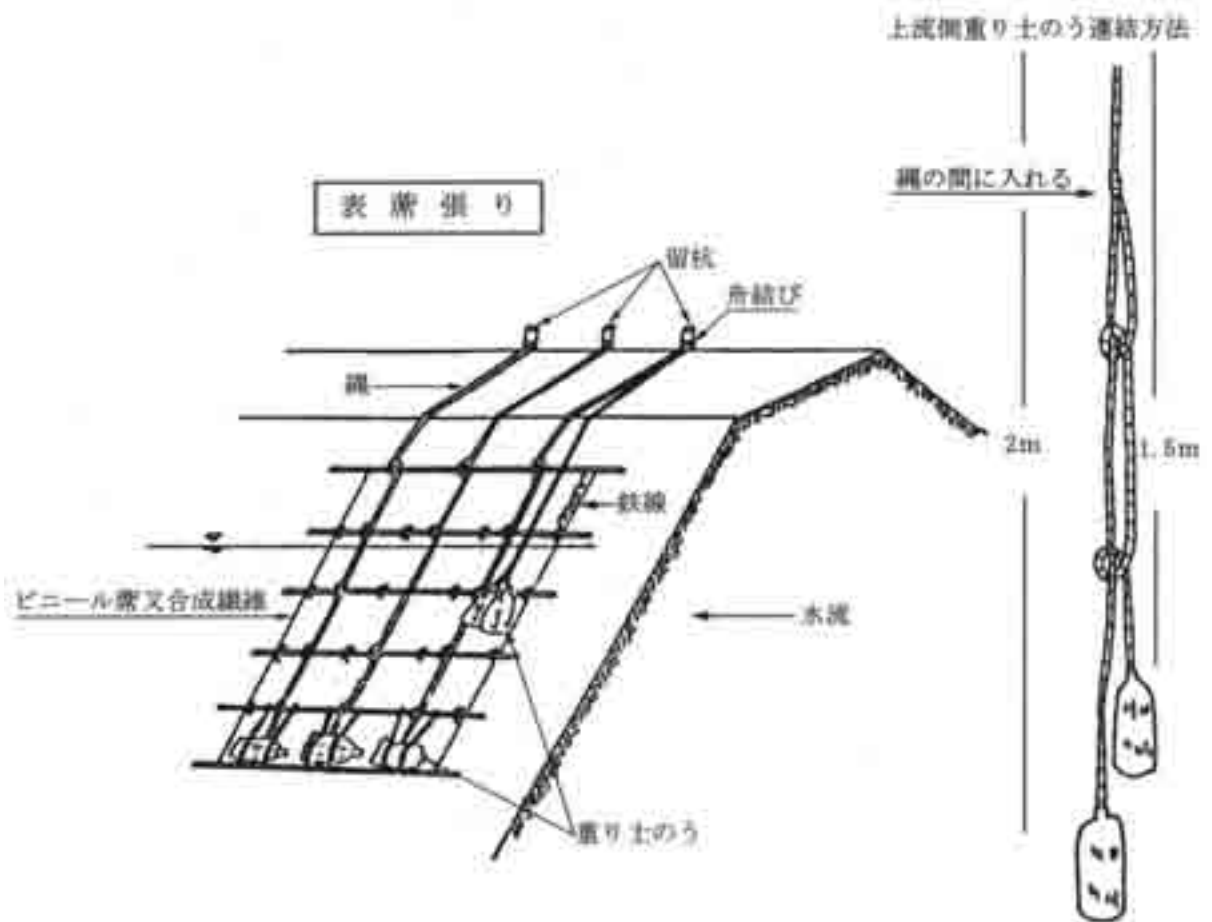
## シート張り工法

### 1) 作業の流れ

- ① 崩壊面の大きさに応じて、むしろ（ビニールシート）を準備する
- ② 90cm間隔に竹竹を縫い付け、下端に土のうを取り付ける
- ③ 天端から割し割を徐々に緩めて垂れ下ろし、小割竹（長さ45cm、幅2cm程度）を折り曲げる
- ④ 重り土のうを置き固定する

### 2) 必要な資材・人員等（1組1枚当り）

人員	資 材		部 品		備 考	
	品 名	数	品 名	数		
10人	ビニール製 500×1000 又は 合成繊維シート 5.0m×2.7m	枚	1	縫針、割	シートが合成繊維シートの場合、縫針必要なし	
	竹	径20mm 長2.0m	本	5	割、土、丁	1
	釘	径110mm 長1.2m	本	2	割、土、丁	1
	土のう	ひも付き	個	5		土のうは土のう
	小割竹	長 5.0m 径 2.0cm	枚	2		合成繊維シート使用の場合必要なし
	〃	長 5.0m 径 2.0cm	枚	1		
	〃	長 5.0m 径 2.0cm	枚	0		
	〃	長 41.0m 径 2.0cm	枚	1		
	重り土のう	長 11.0m 径 2.0cm	枚	1		
	〃	長 12.0m 径 2.0cm	枚	2		
〃	長 13.0m 径 2.0cm	枚	2			
〃	長 14.0m 径 2.0cm	枚	1			



# 資料 7 水防工法

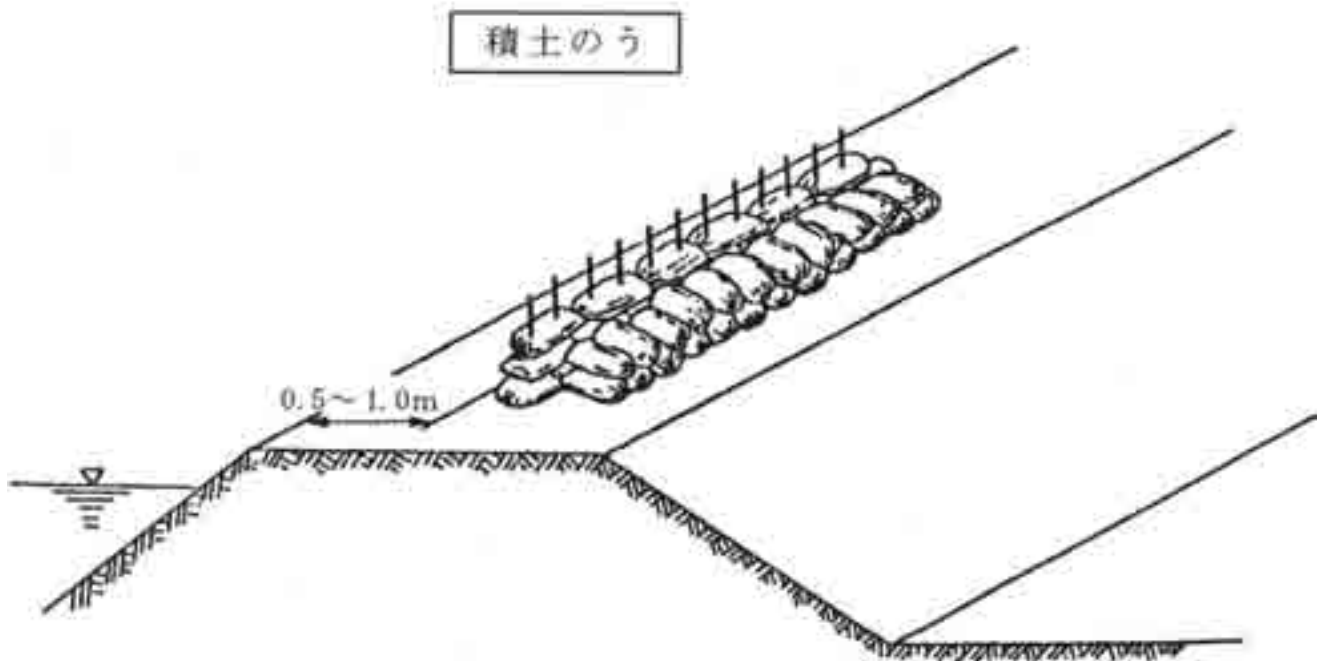
## 積土のう工法

### 1) 作業の流れ

- ① 川表(川側)の堤防法肩から0.5~1.0m程度引き下げた位置に透水防止用のビニールシートを張る
- ② 1.0m毎に鋼杭を打ち込んで固定させる
- ③ その内側に土のうを数段の高さに積みビニールシートを鋼杭に押さえ付ける
- ④ さらにその後土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定させる

### 2) 必要な資材・人員等(1組:10m当り)

人員	資 材				器 具			備 考
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	シ ー ト	長 10m 巾 2.0m	枚	1	掛 勾 丁		2	
	鋼 杭	長 1.2m φ16mm	本	40	スコップ	〃	4	一袋当り2本使用
	土 の う		袋	140	モッコ	組	3	前3段 後2段
	土 砂		m <sup>2</sup>	2				



# 資料 7 水防工法

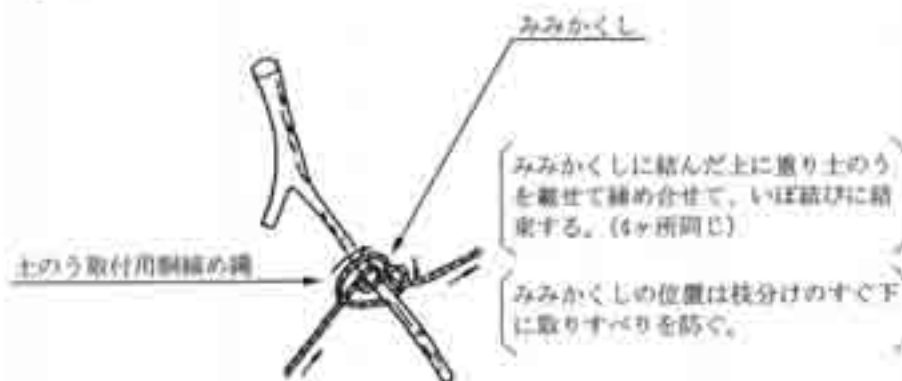
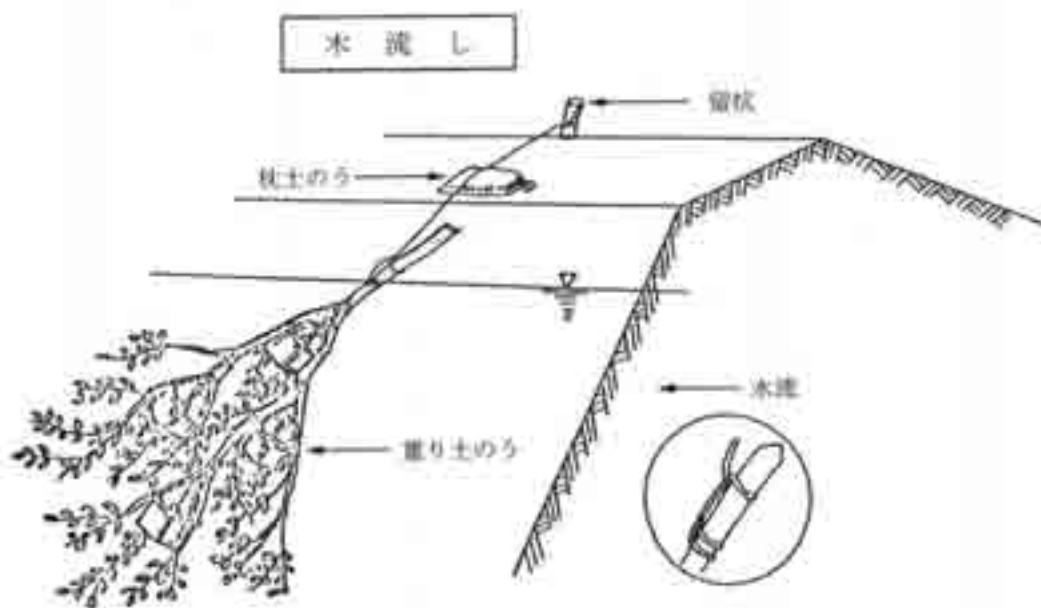
## 木流し工法

### 1) 作業の流れ

- ① 枝葉の茂った樹木を根元から切り、枝に重り土のうを取り付ける
- ② 根元を鉄線で縛り、鉄線を止杭に結束する
- ③ 上流部より流し、崩壊面に固定させる

### 2) 必要な資材・人員等 (1組当たり1本)

人員	資 材				器 具			備 考
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	雑 木	長 約5.5m 末口 9cm	本	1	掛 矢 丁	丁	1	天ば幅により加減
	杭	長 1.2m 末口 9cm	#	1	ペンチ	#	1	
	土 の う	ひも付き	袋	5				
	三 子 縄 (木との接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	三 子 縄 (吊縄)	長 14.5m (2ツ折)	#	4				
	鉄 線	10#至鉛線	m	20				



# 資料 7 水防工法

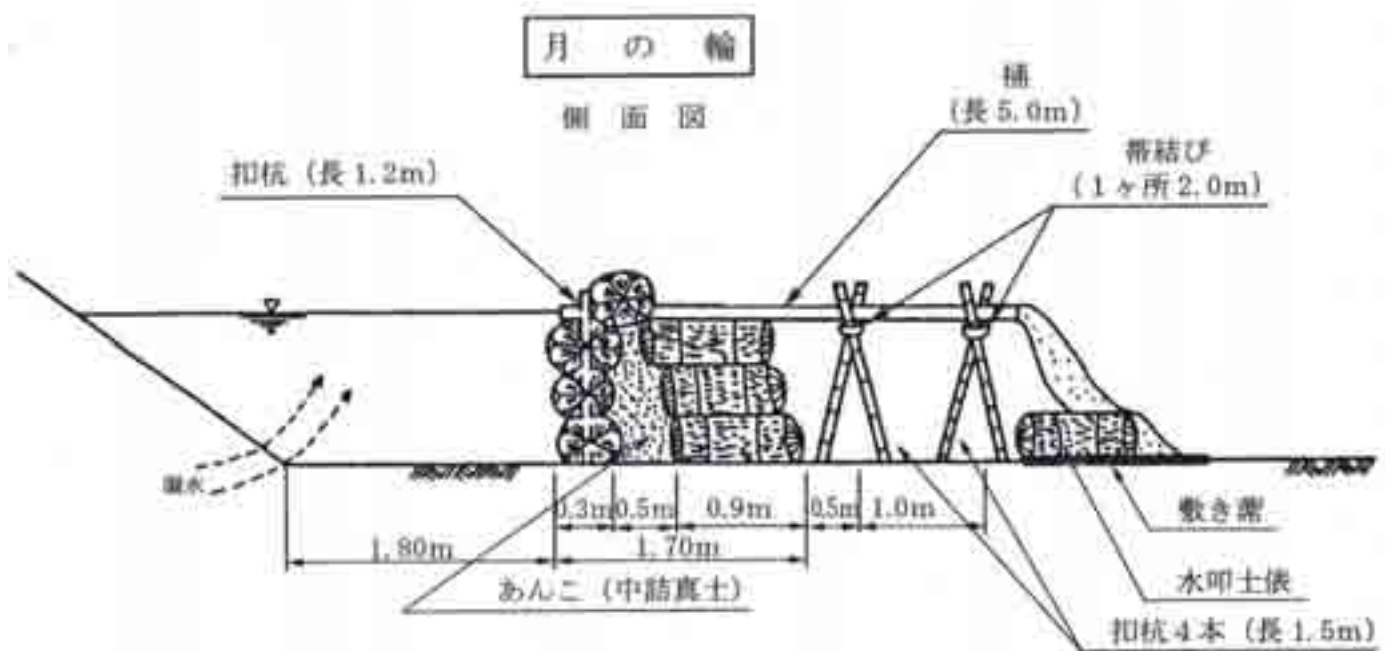
## 月の輪工法

### 1) 作業の流れ

- ① 漏水工の周囲の法先に土のうを半月状（半径 1.8m）に積み上げる
- ② この中に漏水を溜めて、上浸水を堤内の水路等に接続する
- ③ 流し口には、樋をかけて透水を導きその落下点に土のう等を置く

### 2) 必要な資材・人員等（1箇所当り、半径 1.5m）

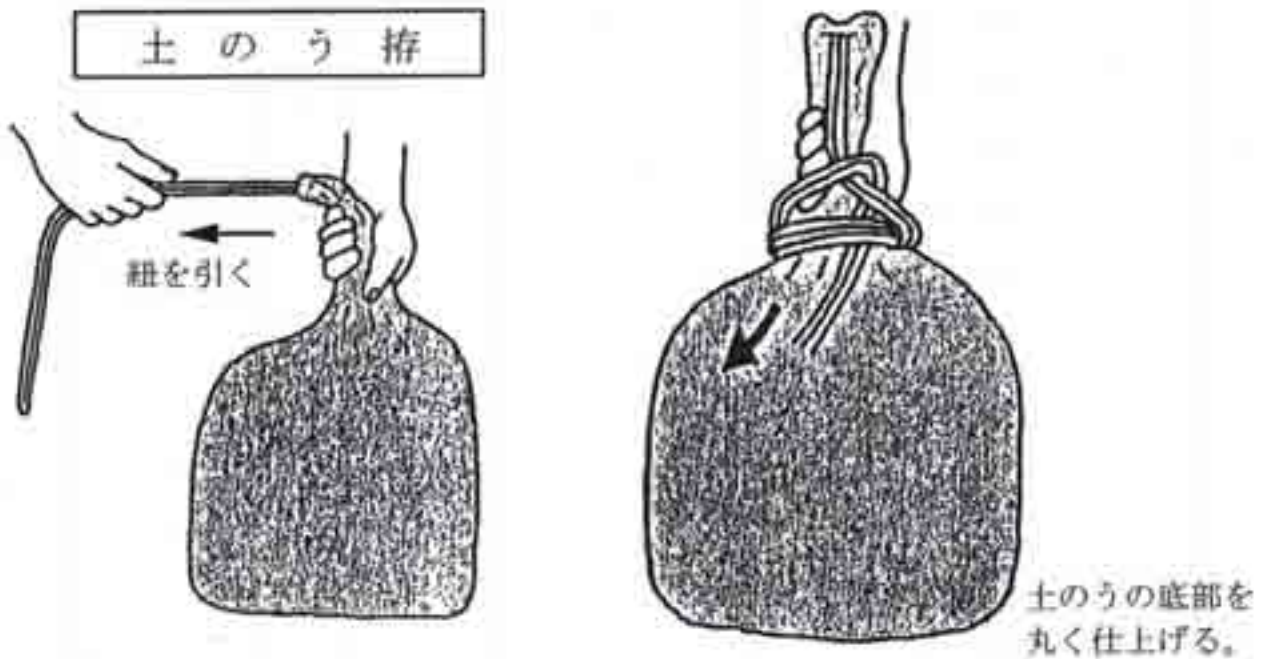
人員	資 材			器 具			備 考
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	
25人	土のう		袋	350	掘 矢 丁		2
	鋼 杭	杭長1.2m×φ16cm	本	10	×コップ		8
	ビニール蓆	1.8×0.9m	枚	1	モリコ		4
	木 杭	杭長1.5m 束口 6cm	本	4			
	2 子 縄	2m	巻	2			
	強化ビニールパイプ	長5.0m φ10~15cm	巻	1			
	ビニールシート	5×5m	枚	1			水もれ防止用
	土 砂		m <sup>3</sup>	4			



# 資料 7 水防工法

## 土のう作り

拵え方：土のうに土砂を30kg～50kgぐらい均等に詰め、袋のはしに出ている紐を引いて袋口をしぼる。しぼり終わったら、紐を2～3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。



土のう拵え数量表（1組当り20袋）

人員	資 材				器 具			備 考
	名 称	形状寸法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
2 人	土のう	ひも付き	袋	20	スコップ	丁	1	

# 蘭越町水防計画

沿革	平成元年7月	作成
	平成2年4月	修正
	平成4年4月	修正
	平成5年4月	修正
	平成6年4月	修正
	平成19年1月	修正 (全面改訂)
	平成19年7月	修正